

私たちがつくる 桜咲く環境先進のまち おおがわら



第2次大河原町環境基本計画



令和7年3月
大河原町

はじめに

大河原町は、本町のシンボルである「一目千本桜」をはじめ、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、その環境を次世代に引き継ぐことは、私たちの重要な使命であります。環境問題は、私たちの生活や地域社会に深く関わっており、持続可能な発展を実現するためには、地域全体での取組が不可欠です。美しい自然環境を守り、「千本桜を千年先へ」の思いを次世代に引き継ぐためには、私たち一人ひとりの意識と行動が求められます。



第2次大河原町環境基本計画は、第1次環境基本計画の成果を踏まえ、さらなる環境保全と地域の活性化を目指すものです。この計画では、地域の特性を生かしながら、環境教育の推進や脱炭素への取組、廃棄物の削減など、多岐にわたる施策を盛り込んでいます。特に、地域住民の皆様と協力し合いながら、環境意識を高める活動を展開していくことが重要です。

また、本町が抱える課題に対しても真摯に向き合い、持続可能な社会の実現に向けて努力してまいります。地域の皆様からのご意見やご提案を大切にし、ともに考え、行動することで、よりよい未来を築いていく所存です。

この計画は、私たちの大河原町が“Well-being なまちづくり”を推進するための重要な指針となるものであり、皆様のご理解とご協力が不可欠です。今後、環境問題はますます重要なテーマとなります。私たちの生活スタイルや地域社会が直面する課題に対して、ともに考え、行動していくことが求められています。町民一人ひとりが環境保全に向けた取組に参加し、「オールおおがわら」の精神で、協力し合うことで、大河原町をよりよい場所にしていくことができると信じています。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました大河原町環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました、町民、事業者、中学生の皆様、また、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心より感謝申し上げますとともに、この計画が町民の皆様にとって有意義なものとなり、私たちの愛する大河原町が未来にわたって輝き続けることを願っております。「私たちがつくる 桜咲く環境先進のまち おおがわら」を目指してまいりますので、今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

大河原町長 齋 清志

目 次

第 1 章	第 2 次大河原町環境基本計画とは	1
1	「環境基本計画」とは	1
2	なぜ計画をつくるのか	1
3	どのような計画か	2
4	計画策定で重視したことは	5
第 2 章	大河原町の特性と課題	6
1	大河原町の自然特性	6
2	大河原町の社会特性	10
3	環境をめぐる世界・国の動き	12
4	アンケート調査にみる町民等の意識と期待	19
5	大河原町の環境面からみた主要課題	30
第 3 章	目指す環境像と計画の体系	33
1	環境のまちづくりの大切な視点	33
2	目指す環境像	34
3	計画の体系	35
第 4 章	施策の展開	36
政策 1	地球にやさしい脱炭素なまち	36
施策 1－1	脱炭素化への総合的な取組の推進	36
施策 1－2	気候変動適応策の推進	38
政策 2	桜が咲きほこる自然共生のまち	40
施策 2－1	自然環境・農村環境の保全と活用	40
施策 2－2	生物多様性の保全	42
施策 2－3	公園の整備と緑化の推進	44
施策 2－4	歴史的・文化的環境の保全	46

政策 3	資源が生かされ循環するまち.....	48
施策 3－1	廃棄物の減量化・資源化の促進	48
施策 3－2	廃棄物の適正処理の推進	50
施策 3－3	食品ロス対策の推進	52
政策 4	安全で快適な生活環境のまち.....	54
施策 4－1	水環境の保全.....	54
施策 4－2	環境汚染の防止と環境美化の推進	56
施策 4－3	景観の保全と空き家対策の推進	58
政策 5	みんなで環境保全に取り組むまち.....	60
施策 5－1	環境に関する情報提供・啓発の推進	60
施策 5－2	環境教育・学習の推進	62
施策 5－3	事業者の環境配慮の促進	64
資料編		66
1	第2次大河原町環境基本計画の策定経過	66
2	大河原町環境審議会.....	67
3	第2次大河原町環境基本計画素案に対するパブリックコメント	68

第1章 第2次大河原町環境基本計画 とは

1 「環境基本計画」とは

「環境基本計画」とは、国や地方自治体（都道府県・市区町村）において策定する環境の保全に関する指針であり、簡単にいうと、“良好な環境を守ったり、つくったりすることで、将来どのようなまちになることを目指すのか、そして、そのためにどのようなことに取り組むのかをまとめた計画”です。

2 なぜ計画をつくるのか

本町では、平成21年4月1日に施行した「大河原町環境基本条例」に基づき、平成22年度に、「大河原町環境基本計画」（計画期間：平成23年度～令和6年度）を策定し、これまで、町民や事業者とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、近年、SDGs^{※1}の取組の広がりはもとより、地球温暖化の一層の深刻化、これに伴う世界的なカーボンニュートラル^{※2}・脱炭素社会への移行に向けた動きをはじめ、環境をめぐる課題や、これらに対応した世界・国などの動きは大きく変化してきています。

町内においては、一目千本桜に代表される美しい自然環境・景観の保全を望む声がさらに強まってきている一方で、町民の環境に関する意識やマナーが不十分であるという指摘もみられます。

このような中、町行政はもとより、町民一人ひとりが、環境意識を一層高め、環境の保全と創造に向けた具体的行動を起こすことがこれまで以上に強く求められています。

このため、こうした動向や、町民・事業者等の意識や意見を踏まえ、これからの時代の環境のまちづくりを総合的に進めるため、ここに「第2次大河原町環境基本計画」（計画期間：令和7年度～令和16年度）を策定します。

※1 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。国連加盟国が持続可能でよりよい社会を実現するために掲げた国際目標（詳しくはP15参照）。

※2 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

3 どのような計画か

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「環境基本法」及び「宮城県環境基本条例」、「大河原町環境基本条例」に基づくものであり、「大河原町地球温暖化対策実行計画」をはじめとする環境分野の各種計画の“上位計画”として策定したものです。

また、本計画は、本町の最上位計画である「第6次大河原町長期総合計画」（計画期間：令和元年度～令和11年度）の分野別計画に位置づけられ、長期総合計画に掲げた町の将来像「ひと・まち・桜が咲きほこる 先進のまち」を、環境分野から実現していくための計画であるとともに、その他の関連計画と連携・整合を図って策定したものです。

「大河原町環境基本条例」（抜粋）

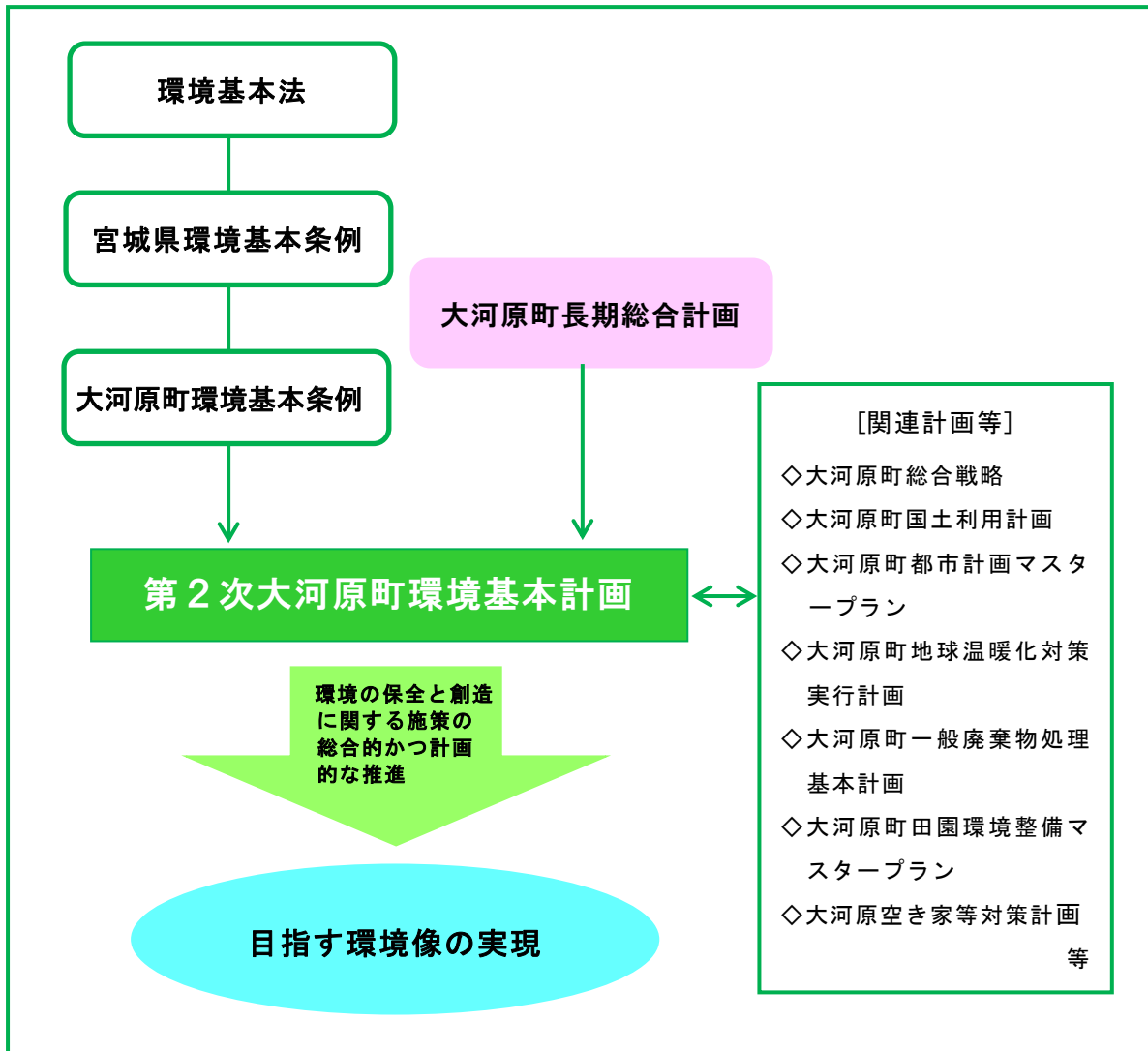
（基本的な考え方）

- 第3条 環境は、積極的に保全し、創造のための働きかけを行わないと失われやすいことを理解し、その保全と創造の活動が進められなければなりません。
- 2 環境の保全と創造は、現在そして将来の町民が健康で文化的な生活を営むことができるよう、人と自然とが共生できる良好な環境を確保するとともに、この環境の恵みを将来の世代に継承していくことを目的に行われなければなりません。
- 3 環境の保全と創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を実現するため、町、町民などが公平な役割分担の下で自主的、そして積極的に取り組まなければなりません。
- 4 環境の保全と創造は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることを認め、地球環境の保全に向けて、すべての日常生活や事業活動において進められなければなりません。

（環境基本計画）

- 第10条 町長は、前条の施策の基本的な方向性に従い、快適な環境の保全と創造に関する施策を総合的に、そして計画的に推進するため、大河原町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければなりません。
- 2 環境基本計画は、環境の保全と創造に関係する長期的な目標と施策の基本的な事項について定めるものとします。
- 3 町長は、環境基本計画を定めるときは、町民などの意見を反映することができるように必要な取り組みを行うとともに、第28条第1項に規定する大河原町環境審議会の意見を聴かなければなりません。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、できるだけ早くこれを公表するものとします。
- 5 環境基本計画を変更するとき、第3項と同じ扱いによります。

第2次大河原町環境基本計画を取りまく関連法・条例・計画等



(2) 計画の対象とする地域

本計画の対象とする地域は、町内全域とします。

なお、本町だけでは解決できない環境問題等については、広域的にとらえて対応することとします。

(3) 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、私たちの生活に密接にかかわる身近な環境から、地球規模の環境まで、幅広い範囲とします。

計画の対象とする環境の範囲

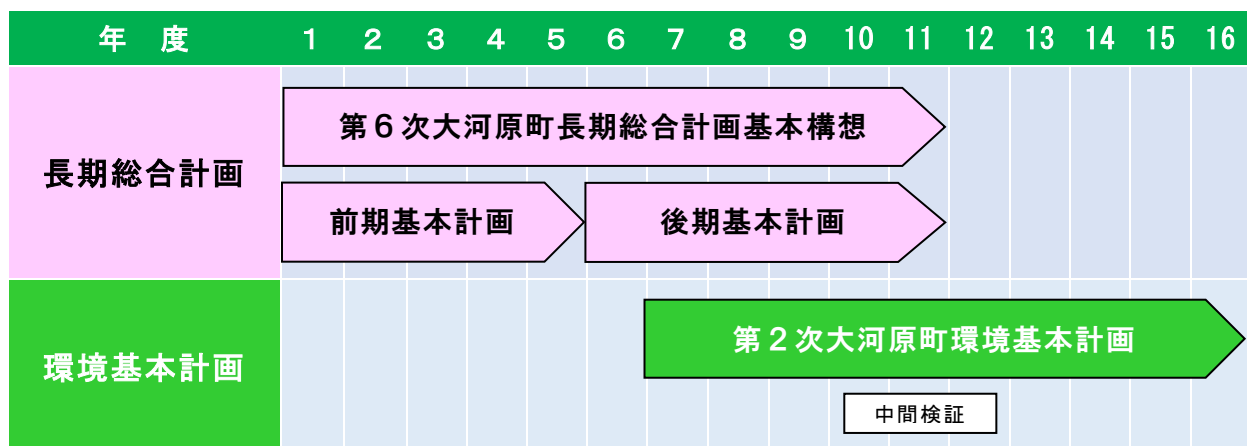
環 境	内 容
自然環境	森林、農地、河川等水辺環境、生態系 等
生活環境	廃棄物・リサイクル、水質、大気、騒音・振動、悪臭 等
都市環境	景観、公園・緑地、空き家 等
歴史・文化環境	歴史的・文化的環境、文化財 等
地球環境	地球温暖化（温室効果ガス）、再生可能エネルギー、省エネルギー 等
環境活動	環境教育・学習、環境保全情報提供・啓発、環境保全活動 等

(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

また、中間年に検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画期間



4 計画策定で重視したことは

本計画の策定に当たっては、「第6次大河原町長期総合計画」との整合や「大河原町環境基本計画」の検証、町の地域特性に応じた計画づくり、「SDGs」との連動はもちろんのこと、『オールおおがわら』による計画の推進を特に重視して策定しました。

計画策定で特に重視したこと

『オールおおがわら』による計画の推進
 ～大河原町の環境をよくするための行動を“みんな”で行う～

そのために

★「読んでわかる計画」の策定

町民や事業者が本計画を読んで理解できるよう、町民の目線に立った、シンプルでわかりやすい構成・内容・表現とし、「読んでわかる計画」として策定しました。

★町民の意識や意見の反映

町民や事業者が共感・共有できる内容とするため、町民・事業者・中学生を対象としたアンケート調査などを行い、多くの人々の意識や意見の反映に努めました。

★多くの部署の参画・連携

環境分野の上位計画、環境保全をテーマとした総合的なまちづくり計画として、町の多くの部署が参画・連携し、大河原町の環境をよくするための取組を考えました。

第2章 大河原町の特性と課題

1 大河原町の自然特性

(1) 位置と概要

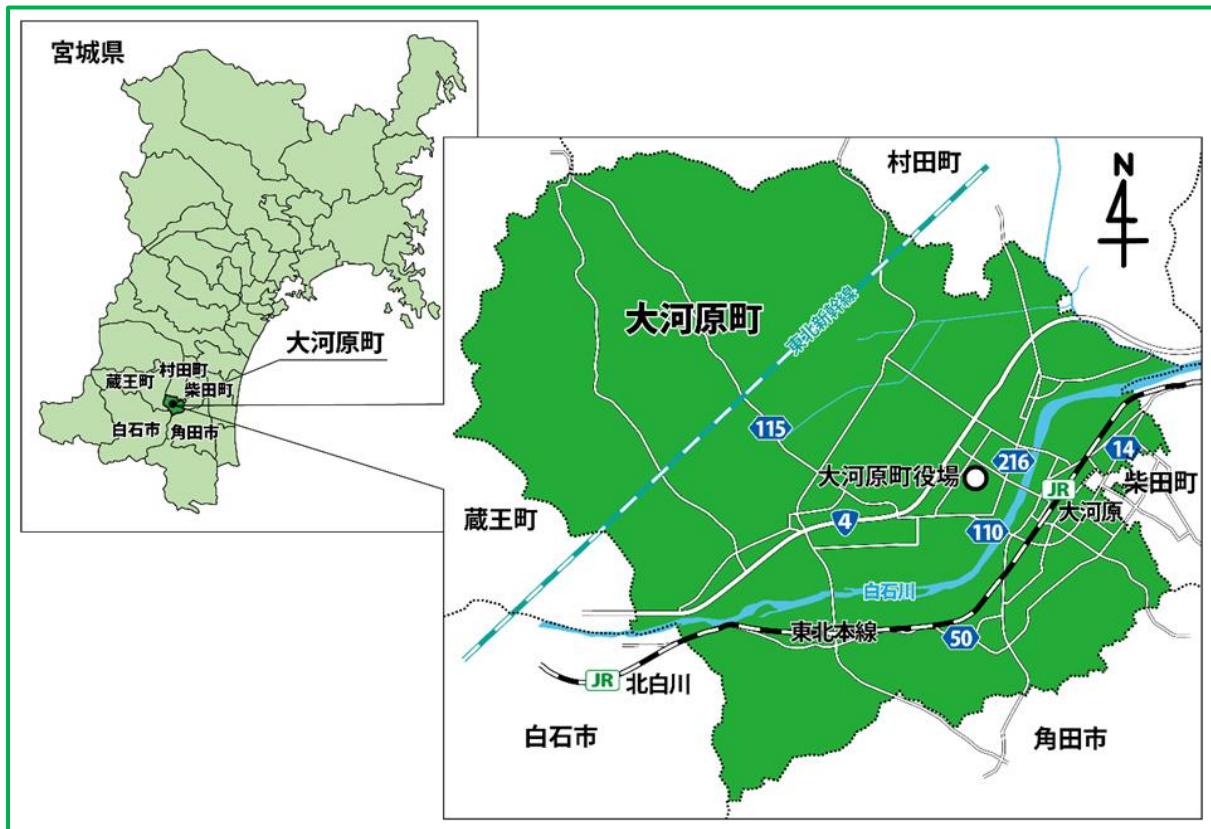
本町は、宮城県南部のほぼ中央に位置し、県都仙台市まで約 35 kmの距離にあり、東は柴田町、南は角田市、西は白石市と蔵王町、北は村田町に接しています。

東西 6.40 km、南北 6.02 km、総面積は 24.99km² で、宮城県内 35 市町村のうち 32 位と、比較的小さい面積の町です。

町の中央を白石川が流れ、これを挟むように市街地が形成され、その周辺を農地と山林が囲んでいます。白石川の両岸に続く「一目千本桜」は、町のシンボルとなっており、「日本さくら名所100選」にも選ばれ、東北を代表する観光スポットとなっています。

また、町内には、JR東北本線や国道4号をはじめ、県道5路線が走っているほか、国・県の出先機関やみやぎ県南中核病院などの医療施設、商業施設が集積しており、県南地域における交通・行政・医療・商業の拠点となっています。

大河原町の位置と概要



(2) 地形と地質

本町は、円形に近い形をしており、中央を流れる一級河川・白石川により、川西地区（金ヶ瀬地区・大河原地区）と川東地区（大谷地区）とに大きく二分されます。

また、奥羽山脈系列の丘陵や標高 150m～170m の峰に囲まれた典型的な盆地であり、川西地区においては、蔵王町との境界に連なる山麓では、堤・新寺・小山田・福田地区などの入谷を形成しているほか、川東地区においても、角田市との境界に連なる山麓では、上谷・上大谷地区などの入谷を形成しています。

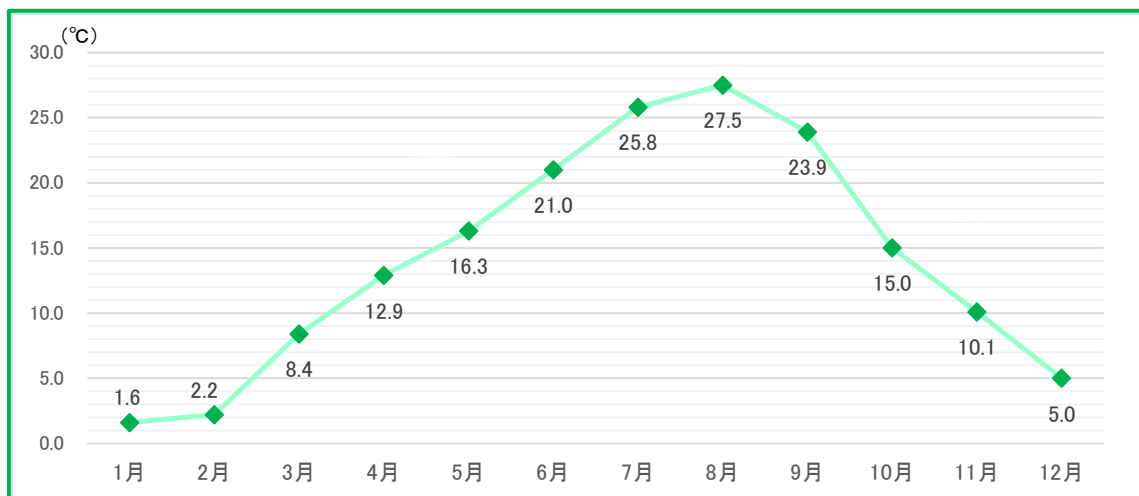
地質については、蔵王山麓に位置する地域であるため、火山性を中心とした壤土、もしくは河成沖積に起因する砂壤土、または砂土地帯となっています。

(3) 気候

本町の平成 26 年～令和 5 年の 10 年間の気候の状況（令和 5 年版大河原町統計書）をみると、年平均気温は 12.5℃、年平均降水量は 1,313mm、年平均日照時間は 18,788.0h で、降雪量も少なく、県内でも温暖な気候であり、年間を通じて過ごしやすい地域といえます。

令和 5 年の月別の平均気温をみると、最も暑い月は 8 月で 27.5℃、最も寒い月は 1 月で 1.6℃となっています。

月別平均気温（令和 5 年）



出典：令和 5 年版大河原町統計書から作成

(4) 生きもの

【植物】

植物は、町内全域で、アズマネザサ、ネコヤナギ、ツルヨシ、ススキ、チガヤなどがみられるほか、白石川周辺では、マコモ、タデ、ヤナギ、アズマザサなど、上・中流域では、ネムノキ、ハンノキなど、中・下流域では、ヒエ、タデ、カヤツリグサなど、下流域では、オギ、チガヤ、ヨシ、トダシバなどがみられます。外来種については、セイヨウタンポポ、ヒメムカシヨモギ、セイトカアワダチソウなどがみられます。

【動物】

中型の動物は、ニホンカモシカ、イノシシ、ホンドキツネ、ホンダヌキ、イタチ、ハクビシンなどがみられます。

鳥類は、住宅地では、ヒヨドリ、キジバト、メジロ、ツグミ、ツバメ、スズメ、ジョウビタキ、ムクドリ、ウグイス、シジュウカラ、モズ、セグロセキレイ、カワラヒワなど、白石川流域では、夏はオオヨシキリ、コヨシキリ、チドリ、キアシシギ、イソシギなど、冬はオオハクチョウ、コハクチョウ、カルガモ、マガモ、マガン、コガモ、オナガガモ、ミコアイサ、カワアイサ、ウミネコ、カモメなど、農業用水路や水田、ため池などでは、ササゴイ、ゴイサギ、コサギなど、里山では、ヤマドリ、カッコウ、ホトトギス、コムクドリ、ヒバリ、キジなどがみられます。

【水生昆虫類・両生類】

水生昆虫類は、水田や農業用排水路では、タイコウチ、コオイムシ、コミズムシ、ヒメアメンボ、ヘイケボタル、ミズスマシ、ゲンゴロウ、ミズムシ、トンボ類のヤゴ、カメムシ目類、カゲロウ目類など、用水路の上流部では、ゲンジボタル、稀にタガメがみられます。タガメについては、絶滅の危機を迎えています。

両生類は、水田では、トノサマガエル、ニホンアカガエルなど、用水路やため池では、アカハライモリ、トウキョウダルマガエル、ニホンアマガエル、アズマヒキガエル、ウシガエルなどがみられます。用水路の上流斜面部では、トウホクサンショウウオがみられますが、生息数は年々減少しています。

【魚類・貝類・甲殻類】

魚類は、コイ、フナ類、ウグイ、アブラハヤ、タモロコ、モツゴ、オイカワ、ドジョウ、シマドジョウ、ヨシノボリ類などがみられます。用水路の上流部では、稀にメダカがみられますが、絶滅の危機を迎えています。外来種については、ヘラブナ、オオクチバスが一部のため池で見られます。

貝類は、水田周辺では、オオタニシ、用水路の上流部では、マシジミ、ヤマトシジミ、カワニナ、モノアラガイがみられます。

甲殻類は、用水路の上流部では、サワガニ、スジエビがみられますが、生息数は年々減少しています。排水路では、稀にモクズガニがみられます。外来種については、アメリカザリガニが町内全域で広く生息しているのがみられます。

大河原町の生きもの



2 大河原町の社会特性

(1) 人口

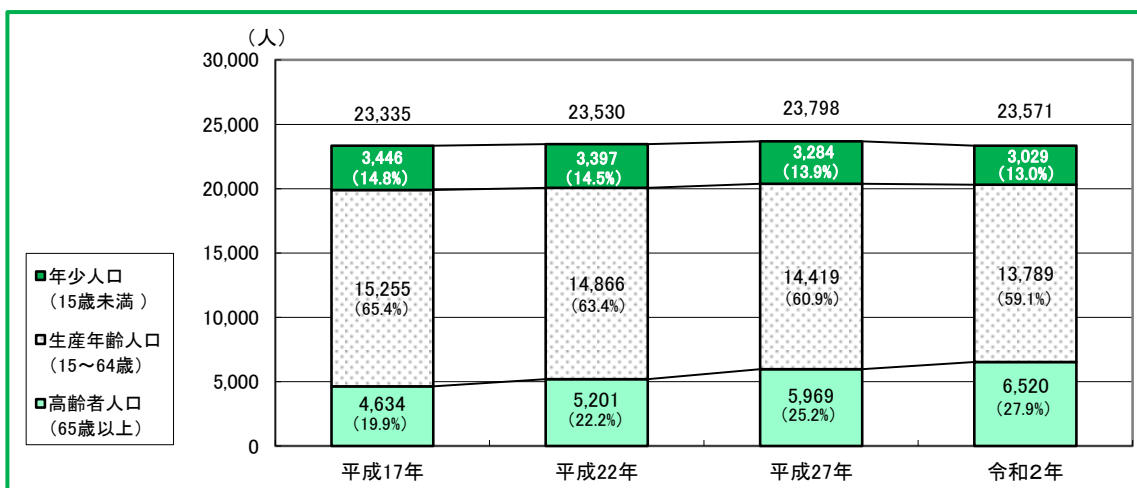
本町の総人口（令和2年10月1日現在・国勢調査）は23,571人（令和7年2月28日現在の住民基本台帳人口は23,241人）となっています。

これまでの推移をみると、平成17年から平成27年の10年間は微増傾向にありましたが、平成27年から令和2年の5年間で微減傾向となっています。

年齢（3区分）別の人口は次のとおりで、これまでの推移をみると、15歳未満の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢者人口が増加しています。

また、その比率（令和2年）をみると、年少人口比率（13.0％）は全国平均（12.1％）や宮城県平均（11.9％）を上回り、高齢者人口比率（27.9％）は全国平均（28.7％）や宮城県平均（28.3％）を下回り、国や県に比べると、少子高齢化の進行はゆるやかになっています。

総人口及び年齢（3区分）別人口の推移



注) 総人口には年齢不詳を含む（比率は年齢不詳を除いて算出）。

出典：国勢調査

(2) 産業

本町の就業者総数（令和2年 10月1日現在・国勢調査）は11,052人で、減少傾向にあります。

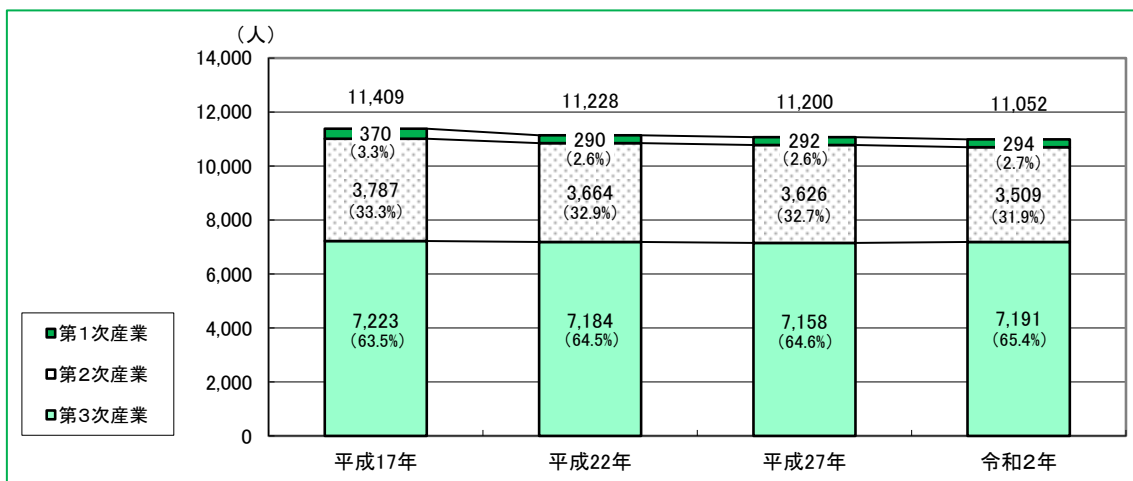
産業（3部門）別の就業者数は次のとおりで、直近10年間では、第1次産業と第3次産業はほぼ横ばい、第2次産業は減少傾向にあります。

また、その比率をみると、第2次産業就業者比率（31.9%）が全国平均（23.7%）や宮城県平均（22.5%）を上回り、建設業・製造業、特に製造業に従事する人の割合が目立って高いことが特徴となっています。

第1次産業（農業）では、水稻をはじめ、野菜や果樹の生産、畜産が行われており、第3次産業では、小売業と医療・福祉関連に従事する人の割合が高くなっています。

さらに、本町には、「一目千本桜」をはじめ、公園やスポーツ・レクリエーション施設、温泉、ホテル、食、祭りなどの観光・交流資源があるほか、現在、「賑わい交流拠点施設」の整備を進めています。令和5年の観光客入込数は約42万人で、コロナ禍以前の令和元年に近い数まで持ち直しています。

就業者総数及び産業（3部門）別就業者数の推移



注）就業者総数には分類不能を含む（比率は分類不能を除いて算出）。 出典：国勢調査

観光客入込数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
観光客入込数 (人)	434,226	114,743	135,646	155,960	422,075

注）各年1月から12月の合計。

出典：宮城県観光統計概要

3 環境をめぐる世界・国の動き

(1) 地球温暖化対策

地球温暖化がさらに深刻化し、「地球沸騰化」の時代が到来したといわれており、気温の上昇はもとより、気候変動により、大規模な自然災害の発生、生態系の変化、農作物への影響、感染症・熱中症の増加など、人類の生存さえ脅かす重大な問題を引き起こしています。

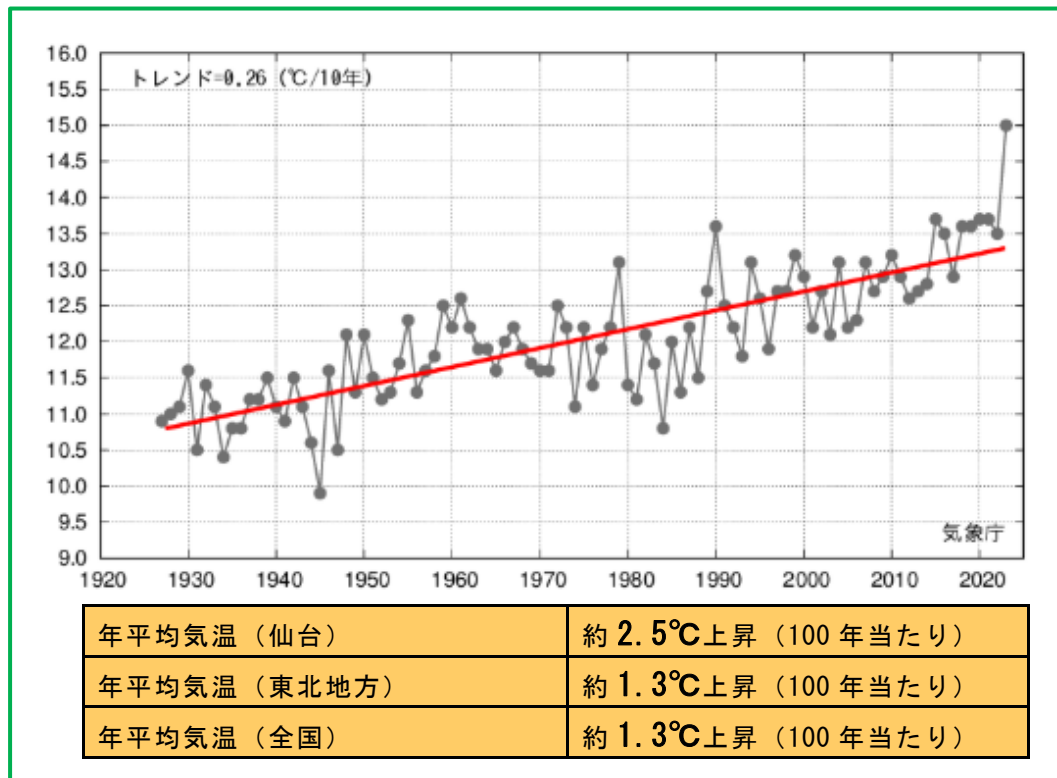
平成 27 年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、“世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて 2℃より低く保ち、1.5℃に抑える”ことが目標とされてから、およそ 10 年が経過する中、世界各国で「GX^{※3}」等の動きが加速しています。

令和 6 年にアゼルバイジャンのバクーで開催された国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議（COP29）では、発展途上国の気候変動対策として先進国が出し合う資金額が決められたほか、国際的に協力して具体的な削減・除去対策を実施するための議論・合意等が行われました。

わが国においても、令和 2 年に、令和 32 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの脱炭素社会を実現するという、「2050 カーボンニュートラル宣言」を行ったほか、地球温暖化の進行状況や世界的な動向等を踏まえ、令和 3 年・4 年・6 年に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、これに基づく対策の強化を進めています。

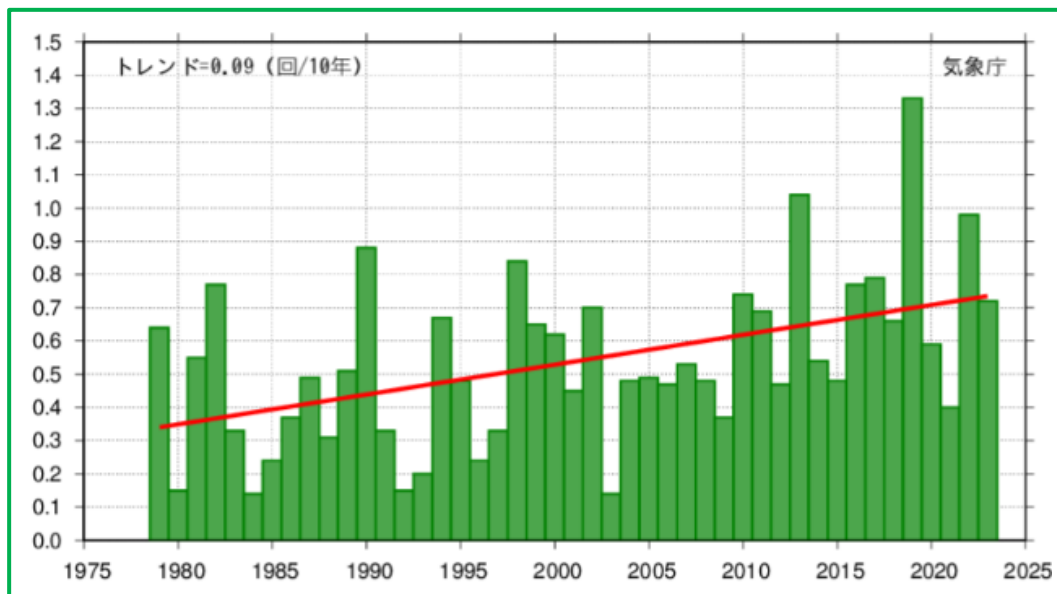
※3 Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略。脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮した先端技術を活用し、経済社会システム全体を変革する取組。

仙台の年平均気温



出典：仙台管区気象台「宮城県の気候変動」

東北地方の短時間強雨（1 時間 30mm 以上）の年間発生回数



出典：仙台管区気象台「宮城県の気候変動」

(2) 第六次環境基本計画

わが国では、気候変動、生物多様性※⁴の損失、汚染（水・大気・土壌等の環境汚染）の「3つの世界的危機」に直面しているという認識のもと、これらの危機を克服し、今後を「希望が持てる30年」とできるよう、令和6年に、第六次環境基本計画を策定しました。

この計画は、これまでの計画の理念等を踏襲しつつも、新たに、「ウェルビーイング※⁵／高い生活の質」の実現を上位目的として設定し、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップを示すものとなっています。

第六次環境基本計画の基本的考え方・構成



出典：第六次環境基本計画の概要（環境省）

※⁴ 生物や生態系の豊かさを表す言葉。単に多様な生物がいるだけのことでなく、それぞれの生物が、他の生物と直接的・間接的につながりを持って生きている状態をいう。

※⁵ 幸福度や生活の質などのこと（GDPなどの市場的価値だけでなく、非市場的価値も追求していくための代表的な概念）。

(3) S D G s

SDGsは、平成27年の国連サミットで、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に掲げられた、平成28年から令和12年までの15年間で達成すべき国際目標です。

17のゴールと、具体的な169のターゲットなどから構成され、地球上の“誰一人取り残さない”ことを誓っています。

SDGsに基づく取組は、今や世界各国に広く浸透しており、わが国においても、持続可能な開発目標推進本部の設置のもと、積極的な取組が行われています。

また、令和6年にアメリカのニューヨークで開催された国連未来サミット2024では、国際協力を強化し、SDGsの進捗を加速させることや、SDGsの枠組みの延長を含めた2030年以降の新たな展開に関する提言・議論が行われました。

SDGsのウェディングケーキモデル



出典：環境省

（４）生物多様性

私たち人間の生活は、多様な生きものの生態系に深くかかわっており、自然環境を守り、様々な生物多様性の恵みを持続的に利用していくことは、人類共通の最重要課題の一つです。

世界全体で生物多様性の保全に取り組むため、平成 22 年に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（CBD－COP14）では、20 項目の国際目標「愛知目標」が定められましたが、完全に達成した項目はなく、過去半世紀に世界の生物多様性は約7割が失われたとされています。

これを踏まえ、令和4年にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD－COP15）では、23 項目の新たな国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が定められ、世界各国で、生物多様性の損失を止めるだけでなく、回復させることを重視した取組が進められてきました。

しかし、生物多様性の損失は急速に進んでおり、令和6年にコロンビアのカリで開催された生物多様性条約第 16 回締約国会議（CBD－COP16）では、生物多様性の危機を食い止めるための具体的な行動計画やその指標設定等が求められました。

わが国においても、令和5年に、生物多様性国家戦略 2023－2030 を策定したほか、令和6年には、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」を成立させ（施行は令和7年）、2030 年までの「ネイチャーポジティブ^{※6}」の実現と「30by30^{※7}」などに向けた取組を進めつつあります。



※6 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させること。

※7 2030 年までに、陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全する目標。

(5) 資源循環対策

① 第五次循環型社会形成推進基本計画

わが国では、持続可能な循環型社会の形成を総合的かつ計画的に進めるため、循環型社会形成推進基本計画を、概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定しています。

令和6年に策定した第五次循環型社会形成推進基本計画は、循環経済への移行を前面に打ち出すとともに、気候変動や生物多様性の保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献することを目標に、将来世代の未来につなげる国家戦略として策定し、積極的な取組を進めつつあります。

② プラスチックの資源循環

プラスチックは、便利な素材である一方、海洋汚染などの世界的な環境問題につながっています。

令和4年にケニアのナイロビで開催された第5回国連環境総会では、プラスチック汚染対策に関する国際条約をつくることで合意しましたが、令和6年に韓国の釜山で開催された政府間交渉会合では、参加国の意見の相違により、条約づくりは見送られました。

わが国では、令和元年に、使い捨てプラスチックの使用削減やプラスチック資源の分別回収・リサイクルの推進、海洋プラスチック対策などを盛り込んだ「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和4年には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、プラスチックの資源循環に向けた取組を強化しています。

わが国は、1人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量がアメリカに次いで第2位であり、同時に海洋汚染に悩まされる国でもあります。また、2050年には、「世界全体の海洋プラスチックごみの量が、海にいる魚の量を上回る」という試算もあります。

このため、プラスチックを製造・提供している企業だけでなく、消費者一人ひとりも、毎日の生活の中で、選択や行動、ライフスタイルを変えていくことが求められています。



③ 食品ロス対策

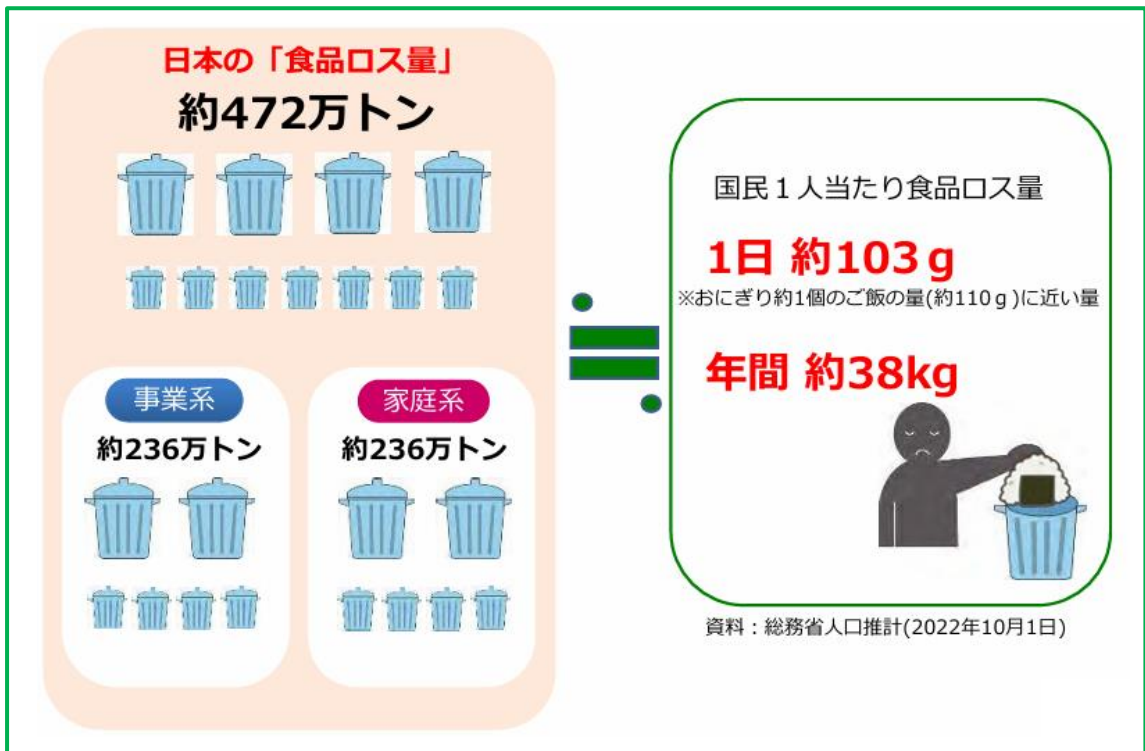
近年、世界的に食品ロス^{*8}が大きな社会問題となっており、その削減に向けた取組が加速しています。

わが国においても、食品ロス削減の取組を「国民運動」として推進するため、令和元年に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、令和 2 年には、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を定めています。

わが国の令和4年度の食品ロス量の推計値は約 472 万トンで、国民1人当たり、1日におにぎり約1個分のご飯の量(約 110g)に近い量を捨てていることになります。

食品ロスは、食料生産時のエネルギーの無駄な消費や、運搬・廃棄時における余分な二酸化炭素の排出などから、食料問題だけではなく、環境にも悪影響を及ぼす問題となっており、対応の強化が求められています。

日本の食品ロスの状況（令和4年度推計値）



出典：農林水産省

※⁸ まだ食べられるのに捨てられている食品。

4 アンケート調査にみる町民等の意識と期待

本町では、町民等の意識や意見を本計画に十分に反映させるため、町民・事業者・中学生を対象としたアンケート調査を行いました。

その結果の中から、主な結果を抜粋すると、次のとおりです。

アンケート調査の概要

項 目	町 民	事業者	中学生
調査対象	18 歳以上の町民	町内の事業者	中学 2 年生（全員）
配布数	1,200	101	217
調査方法	郵送配布・返信用封筒による回収		学校での配布・回収
調査地域	町内全域		
調査時期	令和 6 年 6 月		
有効回収数	395	60	200
有効回収率	32.9%	59.4%	92.2%

(1) 環境問題に関心があるか

【町 民】 “関心がある” 89.4% “関心がない” 9.4%
 【事業者】 “関心がある” 93.3% “関心がない” 5.0%
 【中学生】 “関心がある” 58.5% “関心がない” 32.0%

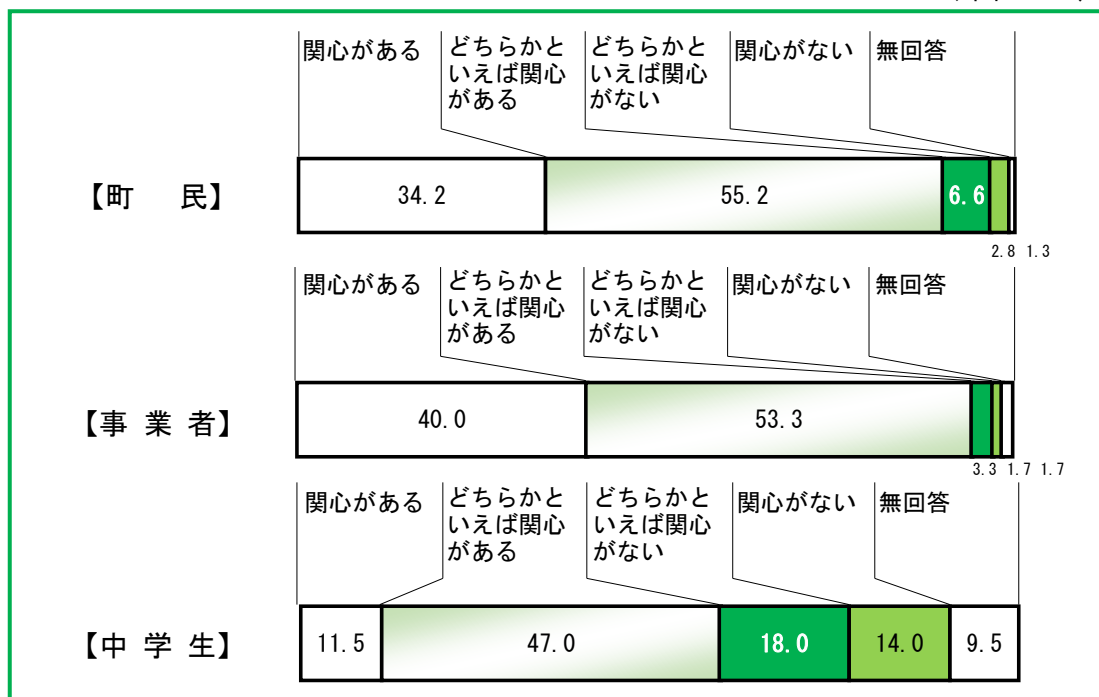
環境問題に関心があるかについては、「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた“関心がある”という率をみると、町民と事業者では9割前後と、非常に高くなっています。これに対し、中学生では6割弱にとどまり、大幅に低くなっています。

町民の結果を性別・年齢別でみると、女性よりも男性、18～29歳で比較的低くなっています。

これらのことから、環境問題への関心が目立って低い中学生をはじめ、関心が比較的低い男性や10・20代の関心をいかに高めていくかが今後の課題の一つとしてあげられます。

環境問題に関心があるか（町民・事業者・中学生）

（単位：％）



(2) 関心がある環境問題

【町 民】 生活環境、地球環境、自然環境の順

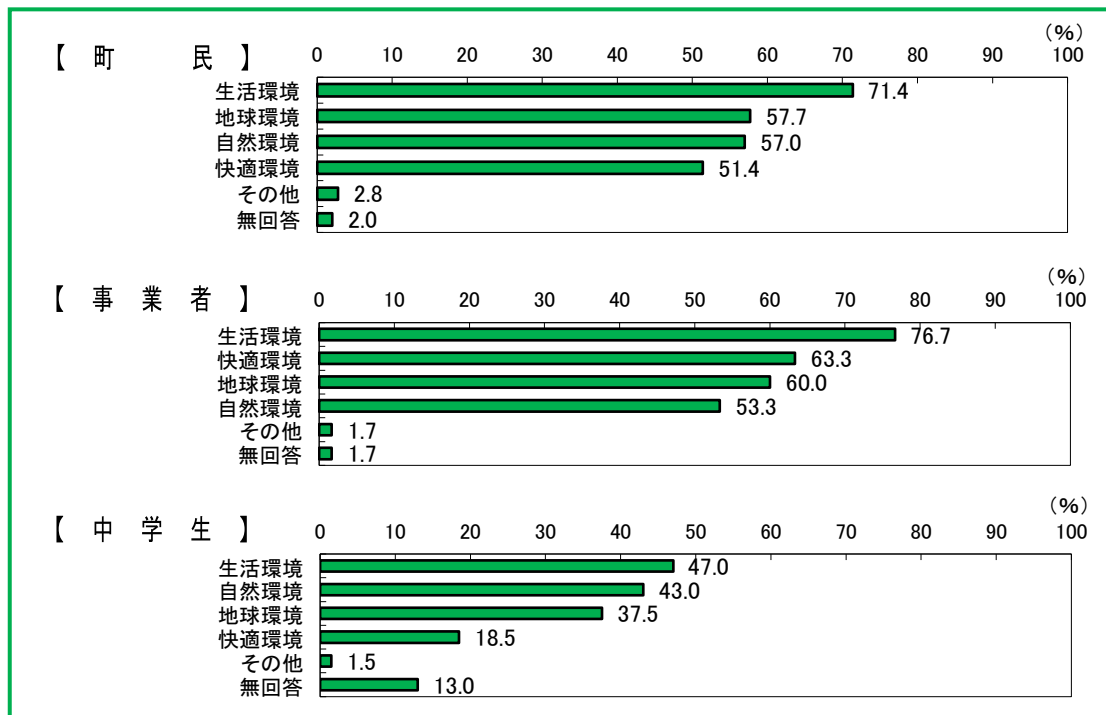
【事業者】 生活環境、快適環境、地球環境の順

【中学生】 生活環境、自然環境、地球環境の順

関心がある環境問題については、町民・事業者・中学生ともに「生活環境」が第1位で、世代等にかかわらず、“ごみや公害、不法投棄などの身近な生活環境”に最も関心があることがうかがえます。

第2位をみると、町民では「地球環境」、事業者では「快適環境」、中学生では「自然環境」となっており、町民では“気候変動や地球温暖化などの地球環境”、事業者では“公園や親水施設、上・下水道、街並み景観などの快適環境”、中学生では“森林や里山、農地、河川、動植物などの自然環境”に関心がある人が比較的多いことがうかがえます。

関心がある環境問題（町民・事業者・中学生）



(3) 町の各環境に関する満足度

【満足度が高い環境】

- 第1位 一目千本桜や蔵王の美しさ
- 第2位 下水道・浄化槽などの汚水処理の状況
- 第3位 ごみの分別、収集、リサイクル
- 第4位 山や森林など自然の美しさ
- 第5位 家の周りの静けさや振動など

【満足度が低い環境】

- 第1位 再生可能エネルギー導入の取組
- 第2位 町民一人ひとりの環境に対する意識
- 第3位 道路の歩きやすさや快適さ
- 第4位 町民の環境学習の状況
- 第5位 雑草やペット等、生活者のマナー等

町の各環境（19項目）について、「満足」から「不満」までの5段階で評価してもらい、点数化しました。

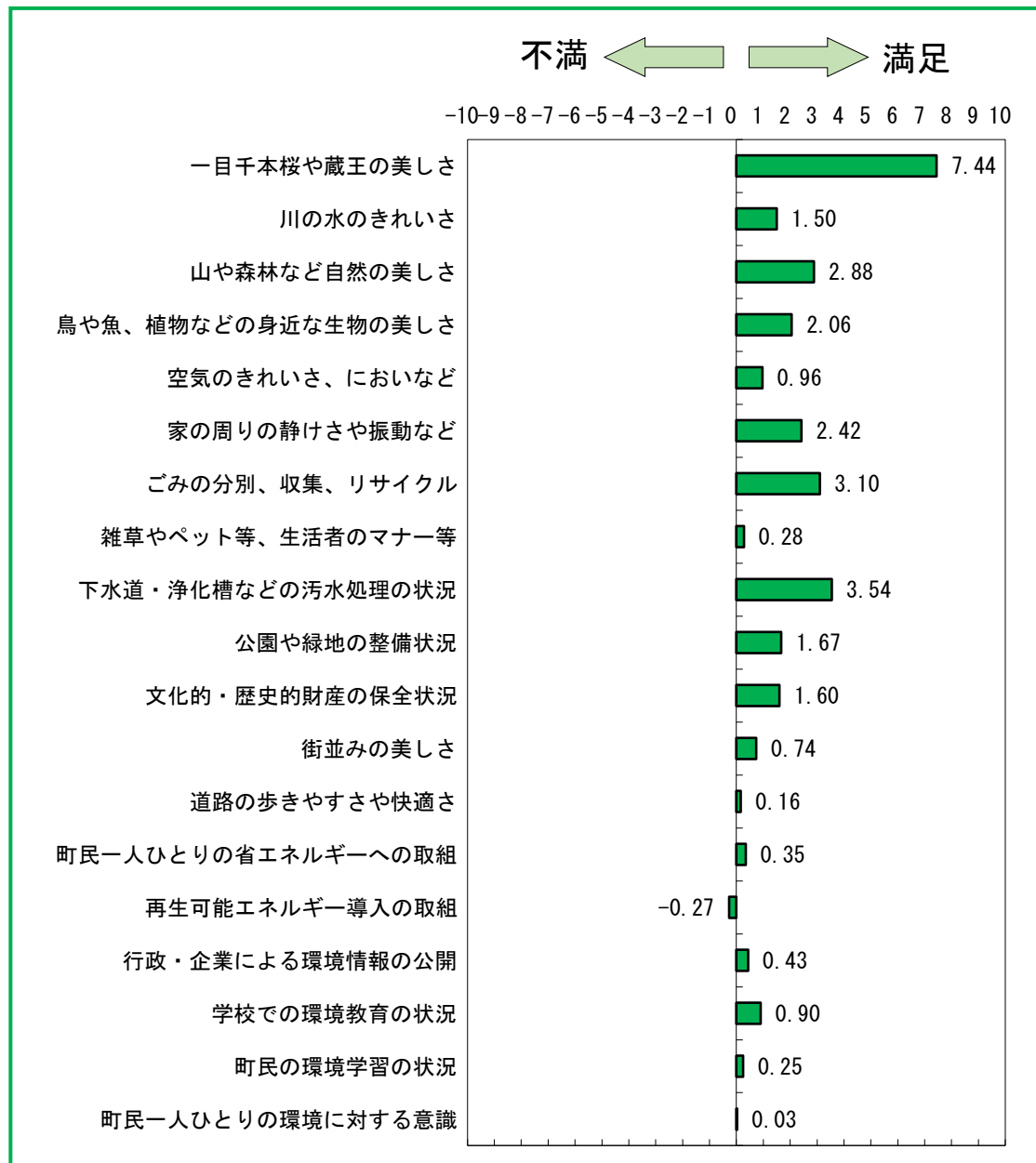
その結果、上記のとおりとなっており、町のシンボルである一目千本桜や蔵王の美しさをはじめ、下水道やごみ処理、自然、公害のなさなど、自然環境・景観や生活環境等に対する評価が高く、再生可能エネルギーや町民の環境に対する意識、環境学習、生活マナーなど、再生可能エネルギーと町民の環境意識・知識・マナー等に対する評価が低くなっています。

また、設定した19項目のうち、プラス評価の項目が18項目、マイナス評価の項目が1項目で、ほとんどがプラス評価となっており、全体的な町の環境に対する満足度は高いといえます。

なお、事業者・中学生のアンケート結果をみると、「一目千本桜や蔵王の美しさ」が共通して満足度が高い環境の第1位になっているほか、「再生可能エネルギー導入の取組」が概ね共通して満足度の低い環境の上位にあげられています。

町の各環境に関する満足度（町民）

（単位：評価点）



（４）町の各環境に関する重要度

【重要度が高い町の環境】

- 第1位 一目千本桜や蔵王の美しさ
- 第2位 ごみの分別、収集、リサイクル
- 第3位 空気のきれいさ、においなど
- 第4位 川の水のきれいさ
- 第5位 下水道・浄化槽などの汚水処理の状況
- 第6位 雑草やペット等、生活者のマナー等
- 第7位 家の周りの静けさや振動など
- 第8位 道路の歩きやすさや快適さ
- 第9位 山や森林など自然の美しさ
- 第10位 公園や緑地の整備状況

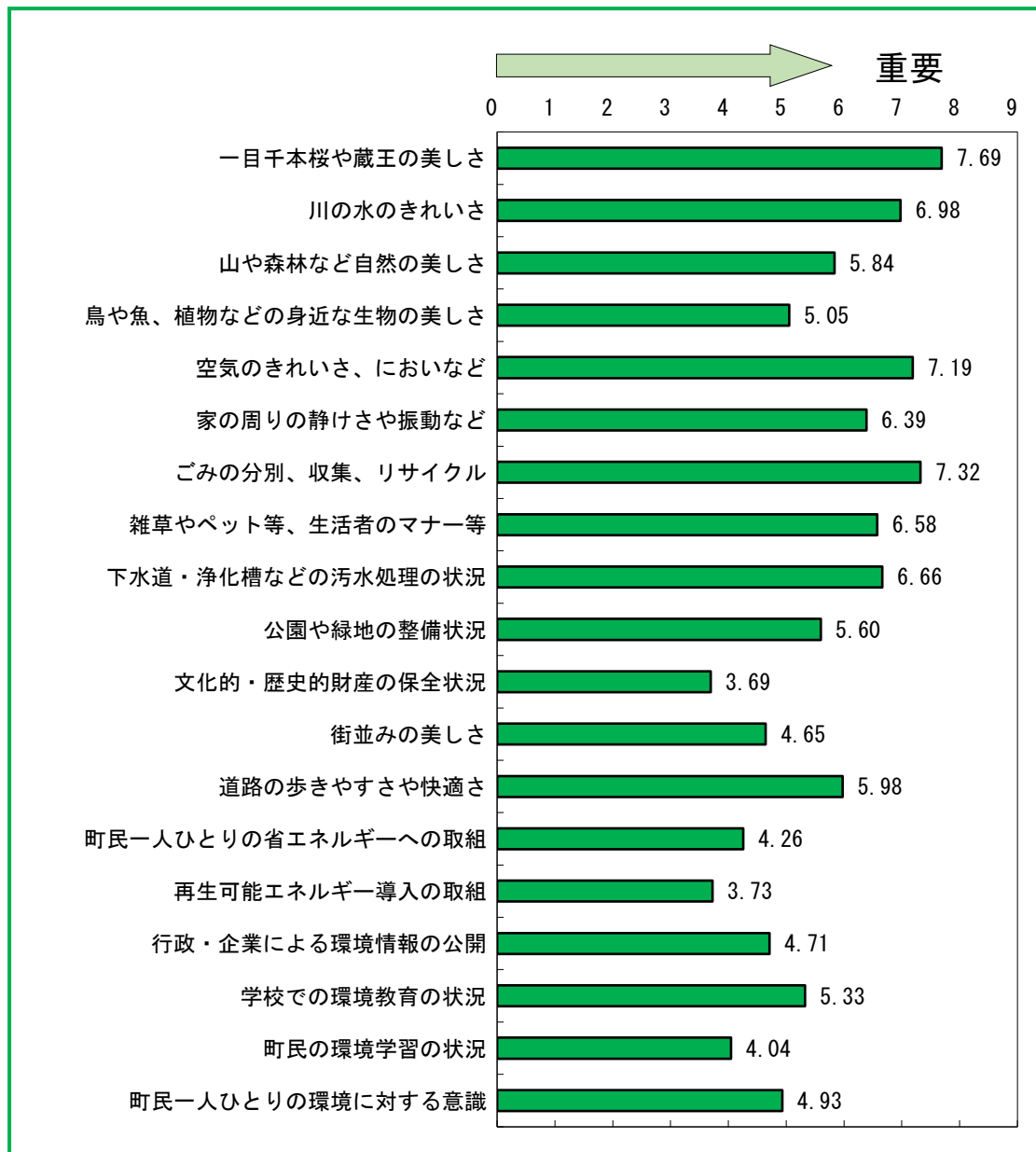
町の各環境（19項目）について、「重要」から「重要でない」までの5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、上記のとおりとなっており、これら上位10項目をみると、町のシンボルである一目千本桜や蔵王の美しさをはじめ、ごみ処理や下水道、公害のなさ、自然など、満足度が比較的高い環境を維持していくことと、空気や川の水のきれいさ、生活マナーなど、満足度が比較的低い環境の改善が重視されていることがうかがえます。

なお、事業者・中学生のアンケート結果をみると、「一目千本桜や蔵王の美しさ」が共通して重要度が高い環境の第1・2位になっているほか、「ごみの分別、収集、リサイクル」も概ね共通して上位にあげられています。

町の各環境に関する重要度（町民）

（単位：評価点）



(5) 環境保全の取組を進めるうえでの問題

【町 民】

- 第1位 具体的な方法がわからない
- 第2位 関連する情報が不十分である
- 第3位 経済的負担が増加する

【事業者】

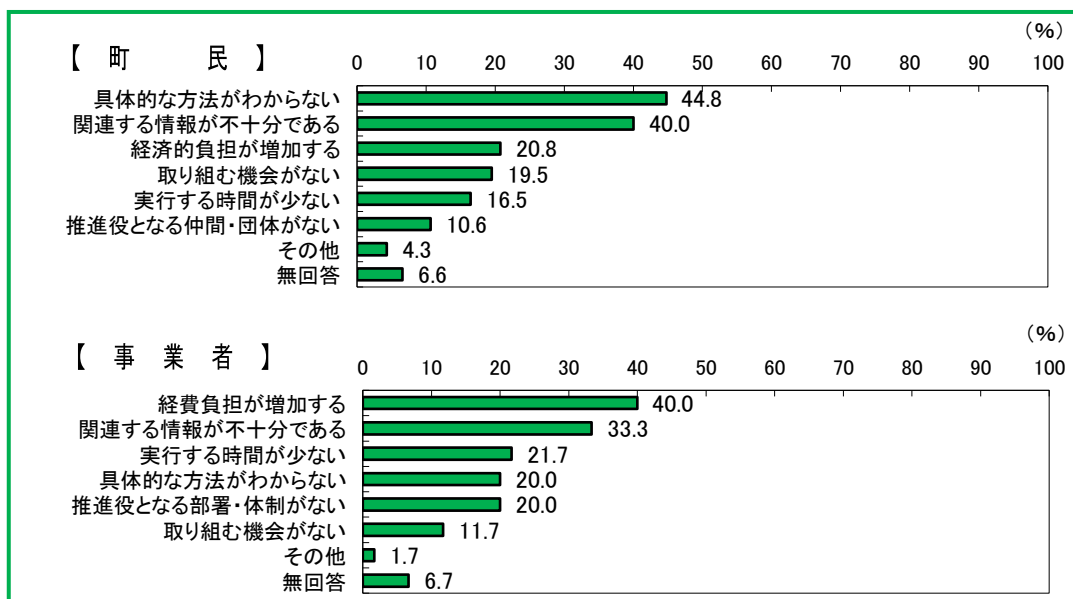
- 第1位 経済的負担が増加する
- 第2位 関連する情報が不十分である
- 第3位 実効する時間がない

環境保全の取組を進めるうえで問題となっていることについては、町民については、「具体的な方法がわからない」と「関連する情報が不十分である」に回答が集中し、“情報不足”が大きな問題となっていることがうかがえます。

なお、「具体的な方法がわからない」と答えた人は、前回のアンケート調査（第3位）よりも大幅に増えています。

また、事業者については、「経済的負担が増加する」と「関連する情報が不十分である」が他の回答を引き離して第1・2位を占め、“経費の増加”と、やはり“情報不足”が大きな問題となっていることがうかがえます。

環境保全の取組を進めるうえでの問題（町民・事業者）



(6) 環境保全のために大河原町に望むこと

【町 民】

- 第1位 町の率先した環境保全活動の推進
- 第2位 環境に関する情報提供・意識啓発
- 第3位 住宅や事業所の設備導入への助成制度充実

【事業者】

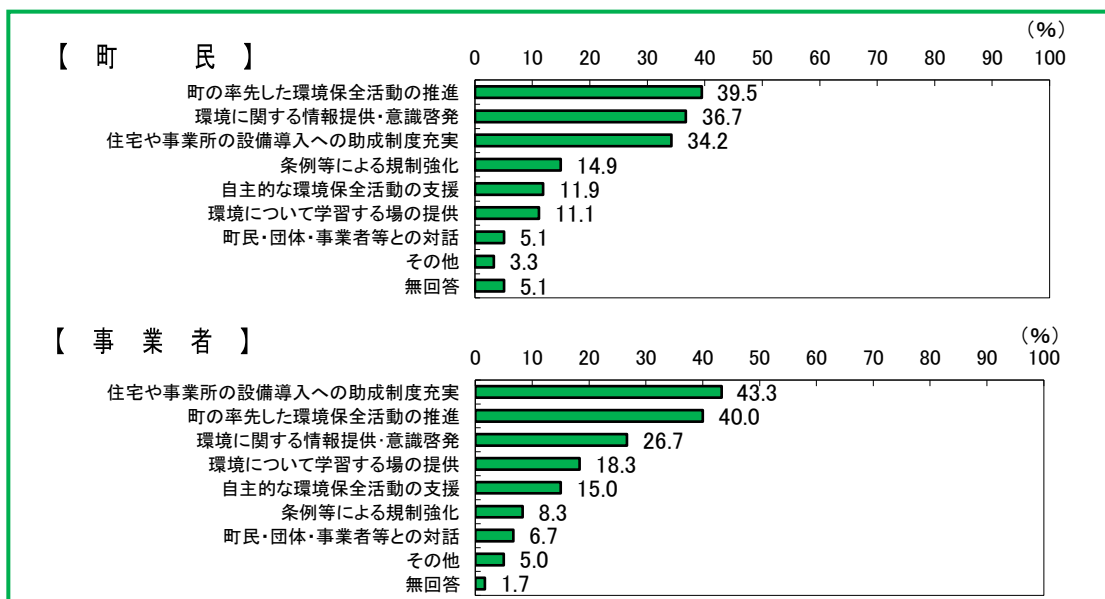
- 第1位 住宅や事業所の設備導入への助成制度充実
- 第2位 町の率先した環境保全活動の推進
- 第3位 環境に関する情報提供・意識啓発

環境保全のために大河原町に望むことについては、町民については、「町の率先した環境保全活動の推進」と「環境に関する情報提供・意識啓発」、「住宅や事業所の設備導入への助成制度充実」が他の回答を大きく引き離し、「町のリーダーシップ」と“情報提供・啓発”、“設備導入への助成制度の充実”が強く望まれています。

なお、「町の率先した環境保全活動の推進」と答えた人は、前回のアンケート（第2位）よりもかなり増えています。

事業者については、上位の項目は町民と同様ですが、順位がやや違い、“設備導入への助成制度の充実”を望む事業者が多くなっています。

環境保全のために大河原町に望むこと（町民・事業者）



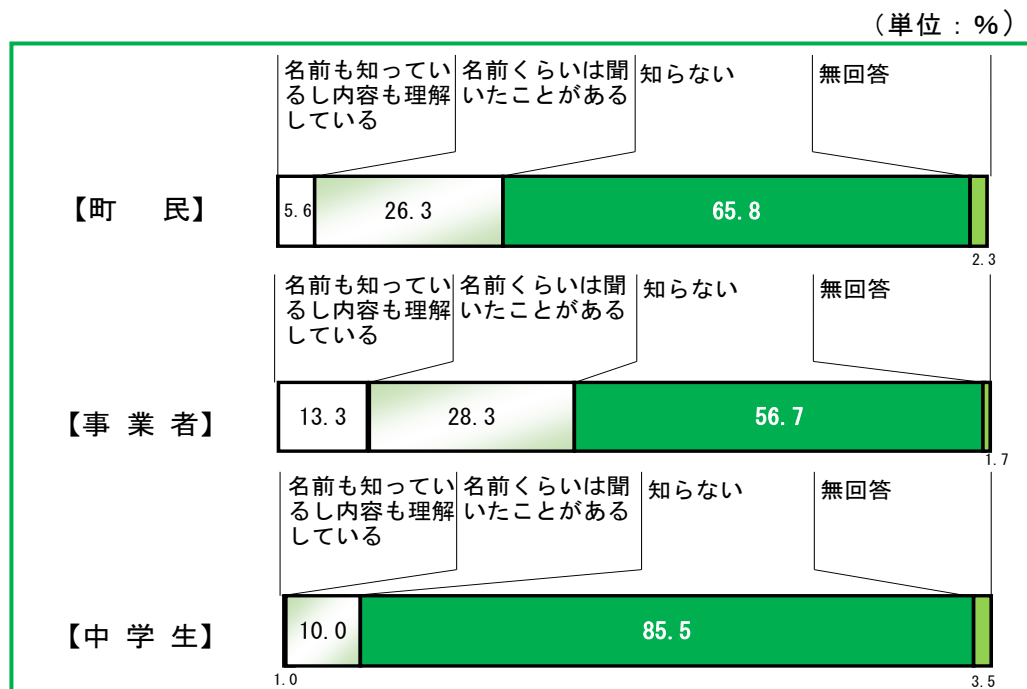
(7) 「デコ活」の認知度と理解度、取組意向

【町 民】認知度 31.9% 理解度 5.6% 今後“しようと思う”90.4%
 【事業者】認知度 41.6% 理解度 13.3% 今後“しようと思う”91.6%
 【中学生】認知度 11.0% 理解度 1.0% 今後“しようと思う”81.5%

「デコ活^{※9}」の認知度（「名前も知っているし取組も理解している」と「名前くらいは聞いたことがある」の合計）と理解度（「名前も知っているし取組も理解している」）については、認知度は、町民と事業者が約3～4割、中学生が約1割で、理解度は、事業者が約1割、町民と中学生はごくわずかという状況で、認知度・理解度は非常に低いことがうかがえ、今後の情報提供・啓発の必要が示される結果といえます。

今後の取組意向（「ぜひしようと思う」と「できることから少しずつしようと思う」の合計）については、町民と事業者が約9割、中学生が約8割と、今後の展開が期待される結果となっています。

「デコ活」の認知度と理解度（町民・事業者・中学生）



※9 CO₂を減らす脱炭素化（デカーボナイズーション）と環境によいこと（エコ）を組み合わせた言葉で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のこと。

(8) 「SDGs」の認知度と理解度、取組意向

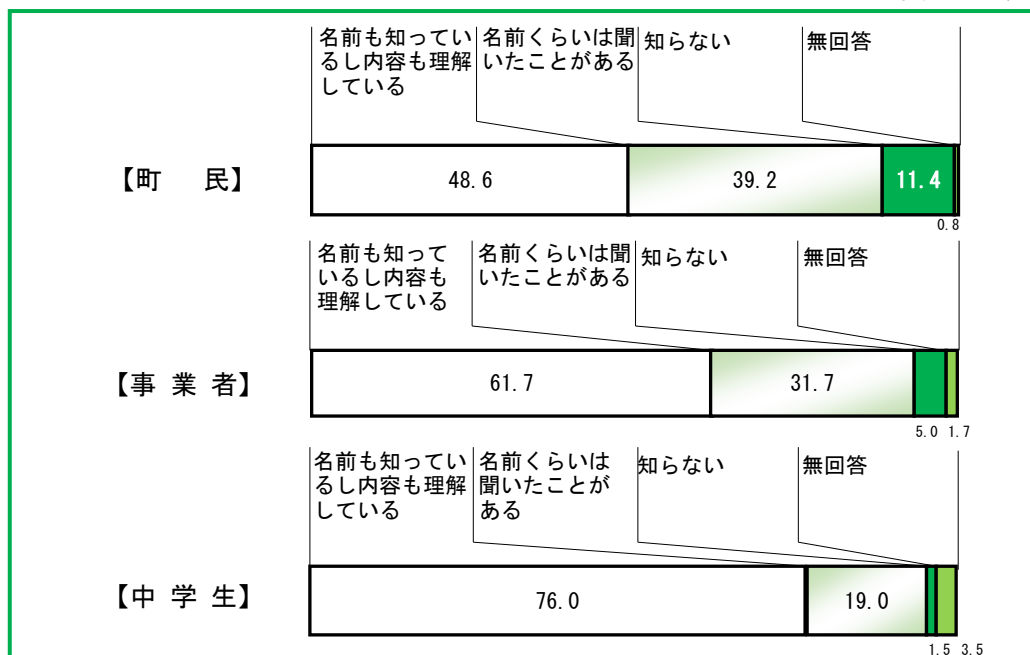
【町 民】認知度 87.8% 理解度 48.6% 今後“しようと思う”91.2%
 【事業者】認知度 93.4% 理解度 61.7% 今後“しようと思う”93.4%
 【中学生】認知度 95.0% 理解度 76.0% 今後“しようと思う”93.5%

「SDGs」の認知度（「名前も知っているし取組も理解している」と「名前くらいは聞いたことがある」の合計）と理解度（「名前も知っているし取組も理解している」）については、認知度は、町民・事業者・中学生ともに9割前後と高くなっていますが、理解度は、事業者や中学生に比べて町民では大幅に低くなっており、さらなる周知の必要性が示される結果といえます。

今後の取組意向（「ぜひしようと思う」と「できることから少しずつしようと思う」の合計）については、町民・事業者・中学生ともに9割以上と非常に高くなっています。

「SDGs」の認知度と理解度（町民・事業者・中学生）

（単位：％）



5 大河原町の環境面からみた主要課題

これまでみてきた本町の自然特性・社会特性、環境をめぐる世界・国の動き、町民等の意識と期待を踏まえ、大河原町の環境面からみた主要な課題をまとめると、次のとおりです。

1

町一体となった地球温暖化対策の強力な推進

地球温暖化が深刻化し、人類の生存さえ脅かす重大な問題を引き起こしており、世界・国・地域、そして町民一人ひとりが、その対策をこれまで以上に強力に進めるべき時代を迎えました。

このような中、本町においても、アンケート結果にみられるように、地球温暖化への関心が高まっており、『関心がある環境問題』として、「地球環境」が、町民の第2位にあげられているほか、『町の各環境に関する満足度』において、「再生可能エネルギー導入の取組」が、町民の満足度が低い項目の第1位にあげられています。

このため、脱炭素社会の実現を着実に進めていくため、また、人類が生きていくうえでの最も基本的かつ重要な取組として、町一体となった地球温暖化対策を強力に進めていく必要があります。

2

豊かな自然環境・景観の保全と共生

全国的に自然の減少や農地・森林の荒廃、生物多様性の損失などが進み、自然環境・景観や生物多様性の保全が求められています。

このような中、本町においても、アンケート結果にみられるように、美しい自然環境・景観に誇りを持ち、大切にしていきたいという意識が強くなっており、『町の各環境に関する満足度』において、「一目千本桜や蔵王の美しさ」が、町民・事業者・中学生ともに満足度が高い項目の第1位となっているほか、『町の各環境に関する重要度』においても、「一目千本桜や蔵王の美しさ」が、町民・事業者の重要度が高い項目の第1位にあげられています。

このため、「一目千本桜」や白石川流域、森林、里山に代表される美しい自然環境・景観の保全と共生に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

3

廃棄物の適正処理と減量化・資源化の促進

全国的に資源の循環を促進する取組の重要性が一層高まり、プラスチックや食品も含め、廃棄物等の発生抑制と循環利用を基本とする持続可能な循環型社会の形成が求められています。

このような中、本町においても、アンケート結果にみられるように、廃棄物対策を重視する傾向が強くなっており、『町の各環境に関する重要度』において、「ごみの分別、収集、リサイクル」が、町民が重要と考える項目の第2位、事業者では第1位となっています。

このため、廃棄物の適正処理体制の維持・充実はもとより、廃棄物をできるだけ出さない循環型のまちづくりに向け、減量化・資源化を促進する取組を積極的に進めていく必要があります。

4

安全で快適な生活環境の保全と創造

世界的に水や大気、土壌等の環境汚染が問題となる中、本町では、大きな環境汚染は発生していませんが、今後もすべての町民が安全で快適な暮らしを送るためには、あらゆる環境汚染を防止する取組を継続して実施していくこと重要です。

このような中、本町においても、アンケート結果にみられるように、生活環境への関心が強くなっており、『関心がある環境問題』として、公害や不法投棄などの「生活環境」が、町民・事業者・中学生ともに第1位にあげられているほか、『町の各環境に関する重要度』において、「空気のきれいさ、においなど」、「川の水のきれいさ」、「下水道・浄化槽などの汚水処理の状況」が、町民が重要と考える項目の第3位～第5位を占めています。

このため、水環境の保全をはじめ、公害等の環境汚染の防止や空き家対策など、町民が安全で快適に暮らすことができる生活環境づくりをさらに進めていく必要があります。

5

環境に関する情報提供・啓発、教育活動等の推進

これまでみてきた各主要課題に対応し、本町の良好な環境を守り、そしてさらによくしていくためには、行政だけではなく、町民や事業者等の多様な主体の積極的な参画・協働が必要不可欠です。

しかし、アンケート結果にみられるように、『環境問題に関心があるか』において、中学生や若年層、男性の関心が低くなっているほか、『町の各環境の満足度』において、「町民一人ひとりの環境に対する意識」が、町民の満足度が低い項目の第2位、「雑草やペット等、生活者のマナー等」が、事業者・中学生ともに満足度が低い項目の第1位にあげられています。

また、『環境保全を進めるうえでの問題』として、「具体的な方法がわからない」と「関連する情報が不十分である」が他を引き離して第1・2位を占めているほか、『「デコ活」の認知度』においても、町民・事業者・中学生ともに非常に低い状況にあります。

このため、若い世代を含め、より多くの町民の環境に対する意識や知識を高め、本町の環境を守り、よくしていくための取組をみんなで行うことができるよう、情報提供や啓発の充実、環境教育・学習の機会の拡充などを進めていく必要があります。

第3章 目指す環境像と計画の体系

1 環境のまちづくりの大切な視点

第1章・第2章を踏まえ、これからの環境のまちづくりのすべての分野において大切にすると3つの視点を次のとおり定めます。

1

「Well-being」なまちづくり

子どもから高齢者まで、すべての町民が心身ともに健康で幸せに暮らすことができるよう、環境保全を通じて、幸福度や生活の質を高める、Well-beingなまちづくりを進めます。

2

「一目千本桜」を守り、生かすまちづくり

本町のシンボルである「一目千本桜」を、観光・交流や産業の振興等だけではなく、環境保全のシンボルとしてとらえ、大切に守り、育て、そして生かし、「千本桜を千年先へ」の思いをつなぐまちづくりを進めます。

3

「オールおおがわら」によるまちづくり

町民・事業者・教育機関等の多様な主体の参画・協働を促し、人と人、人と地域、地域と地域がつながり支え合う、「オールおおがわら」で環境保全に取り組むまちづくりを進めます。

2 目指す環境像

目指す環境像は、本町の自然特性・社会特性、環境をめぐる世界・国・動き、町民等の意識と期待、これらを踏まえた大河原町の環境面からみた主要課題、そして環境のまちづくりの大切な視点を総合的に勘案し、本町が将来目指す姿を内外に示すものです。

本町は、今後、「Well-being」なまちづくり、「一目千本桜」を守り、生かすまちづくり、「オールおおがわら」によるまちづくりの視点を大切にしながら、本町の良好な環境を守り、よくし、生かしていく取組を積極的に進めます。

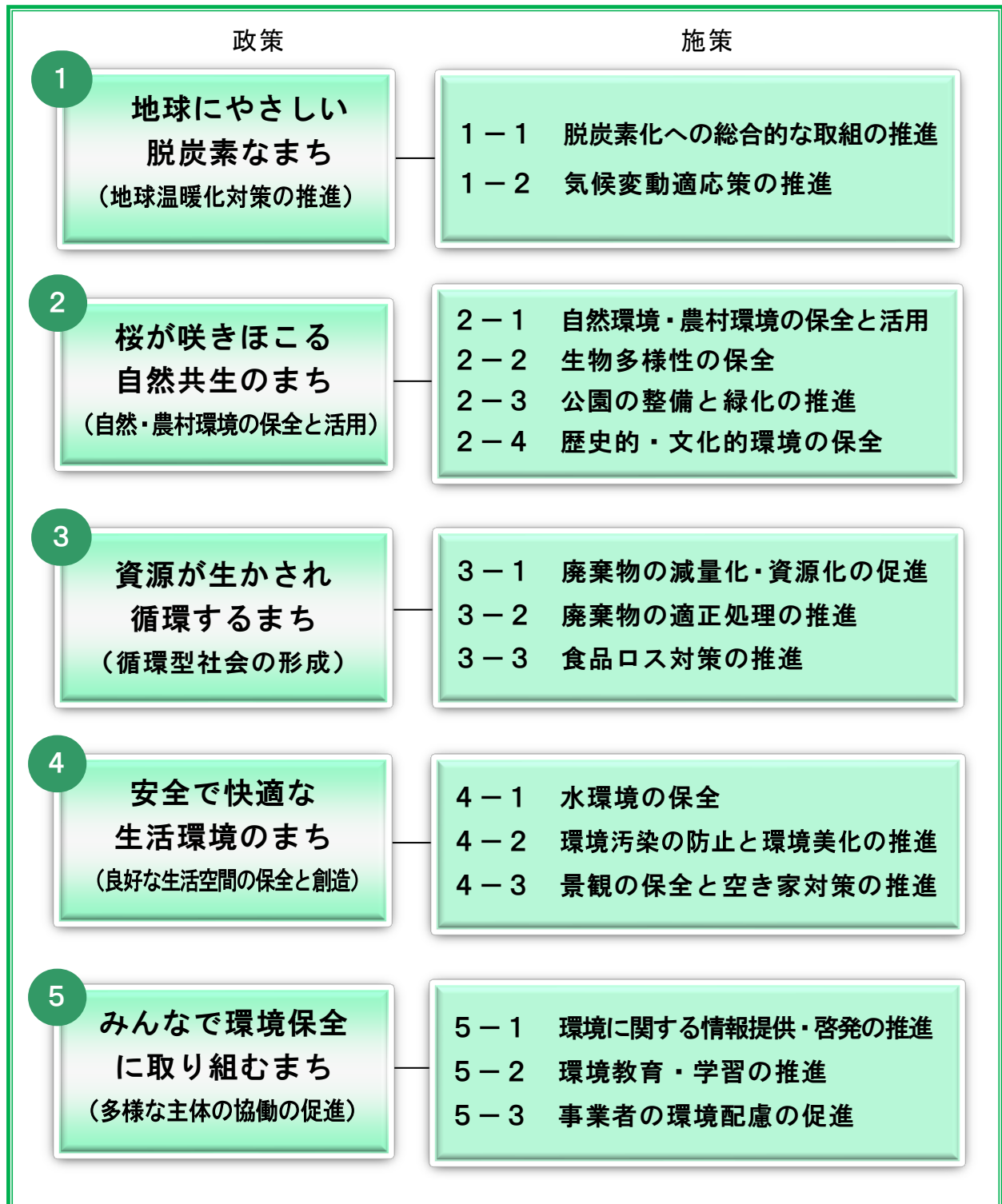
そして、これらのことによって、千年先も千本桜が咲きほこる（桜咲く）、一歩先を行く環境保全の先進自治体（環境先進のまち）を、一人ひとりが自分のこととして考え、行動し、つくっていく（私たちがつくる）という想いを込め、目指す環境像を次のとおり定めます。

私たちがつくる 桜咲く環境先進のまち おおがわら



3 計画の体系

目指す環境像の実現に向け、計画の体系（5つの政策と15の施策）を次のとおり定めます。



第4章 施策の展開

政策1 地球にやさしい脱炭素なまち (地球温暖化対策の推進)



施策1-1 脱炭素化への総合的な取組の推進

現状と課題

地球温暖化がさらに深刻化する中、わが国では、令和2年に、「2050 カーボンニュートラル宣言」を行ったほか、宮城県においても、令和5年に、「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」を策定し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

本町ではこれまで、平成31年に策定した「大河原町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、役場の事務事業によって排出される温室効果ガスの削減を積極的に進めてきました。

また、一般家庭等に対しては、「大河原町次世代型住宅補助制度」により、住宅用太陽光発電設備や定置用蓄電池、家庭用燃料電池システム、家庭用高効率給湯器、HEMS^{※10}の導入を支援してきました。

しかし、温室効果ガス排出量実質ゼロの脱炭素社会を実現するためには、これまで以上の強力な取組が必要です。

このため、地球温暖化対策に関する計画の見直し、町民・事業者による取組の促進をはじめ、町全体の温室効果ガスの排出削減に向けた町一体となった取組を積極的に進めていく必要があります。



※10 Home Energy Management System の略。ホームエネルギー管理システム。

主な取組

1-1-1 行政による地球温暖化対策の率先実行	町民生活課 全課
「大河原町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、また適宜見直ししながら、公共施設における照明や空調、OA機器、公用車等の省エネルギー化、紙や水道の使用量の削減、新たに整備あるいは改築する公共施設への再生可能エネルギー設備の設置など、町が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組みます。	
1-1-2 家庭や事業所における地球温暖化対策の促進	町民生活課
「大河原町次世代型住宅補助制度」の充実や「大河原町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定の検討、「デコ活」の普及啓発を進めながら、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の設置や自主的な環境行動を促進し、家庭や事業所における温室効果ガスの排出削減を促します。	

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
「環境美化の推進」に対する住民満足度	点	3.3	3.6
役場庁舎施設等温室効果ガス排出量	t-CO ₂	1,837	1,313
「大河原町次世代型住宅補助制度」利用件数	件	80	90

施策1－2 気候変動適応策の推進

現状と課題

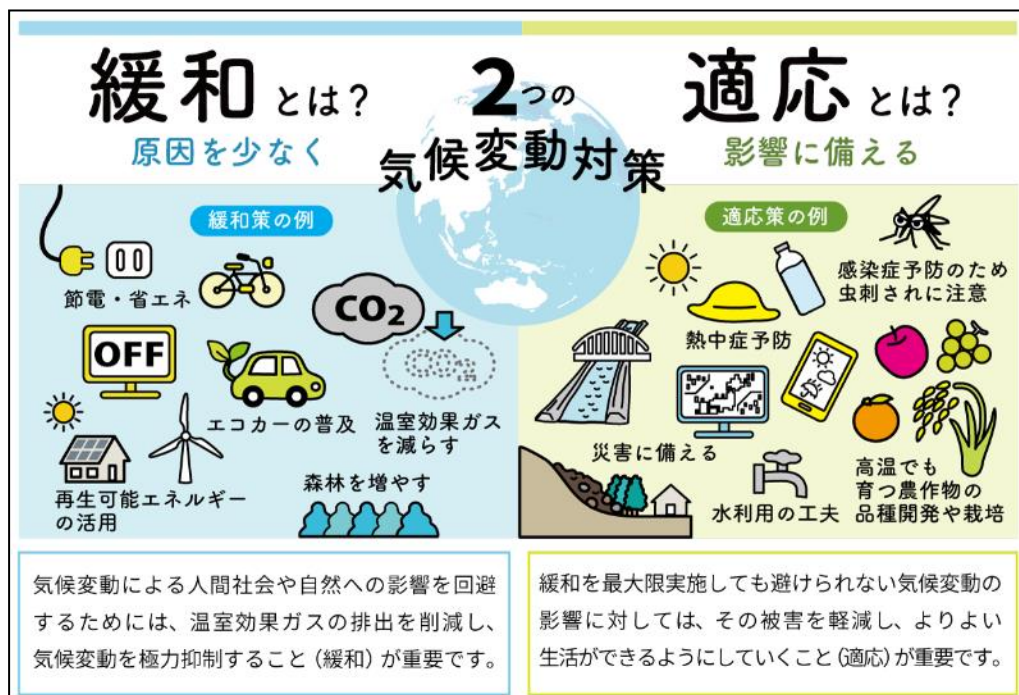
地球温暖化がこのまま進行すれば、これに伴う気候変動により、自然災害の一層の激甚化・頻発化をはじめ、生物多様性の損失、農作物への影響、感染症・熱中症リスクの増加など、さらなる危機が訪れることが見込まれています。

地球温暖化対策には、施策1－1を中心とした、原因となる温室効果ガスを削減する「緩和策」と、すでに生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応策」の2つがあります。

本町においても、「適応策」として、熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、暑さをしのげる場として、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定・開放（5施設）しています。

今後とも、本町における気候変動の影響に関する実態把握や予測を行うとともに、これに基づく「適応策」を研究・検討し、実施していく必要があります。

「緩和策」と「適応策」



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

主な取組

1-2-1 気候変動への適応策の検討・実施

町民生活課
農政課
総務課
健康推進課 等

本町における気候変動の影響に関する実態把握や予測を行いながら、農業分野においては、農作物への影響とその対処方法、適応する品種や栽培方法等に関する情報の収集・提供など、防災分野においては、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえた防災・減災情報の提供など、健康分野においては、熱中症に関する注意喚起や指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の追加指定・開放など、必要な適応策について研究・検討し、実施していきます。

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
気候変動が農業に与える影響に関する研修会開催回数	回	0	1
指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定箇所数（累計）	箇所	0	10

政策2 桜が咲きほこる自然共生のまち (自然・農村環境の保全と活用)



施策2-1 自然環境・農村環境の保全と活用

現状と課題

人々の生活は、あらゆる面において、自然の恵みに支えられています。また、森林や農業・農村は、木材や農産物の生産だけではなく、国土の保全や水源のかん養、良好な景観の形成などの多面的な機能を持ち、様々な面で環境保全と深く結びついています。

本町では、町の中央を流れる白石川と両岸に続く「一目千本桜」一帯が町のシンボルエリアとなっており、これまで、優れた景観を誇る桜の名所として、また観光・交流・スポーツ等の拠点として、桜の保全・育成や各種拠点施設の整備等を進めてきました。

また、これらを取り囲む農地や、町境等に広がる森林についても、生産機能の維持・充実はもとより、多面的な機能の保全・発揮に向けた取組を進めてきました。

今後は、これらの豊かな自然環境・景観や農村環境・森林を、次の世代へつないでいくべき重要な環境資源として再認識し、適切な形で守り、育てていくとともに、それらの恵みを生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

白石川と「一目千本桜」



主な取組

2-1-1 白石川と「一目千本桜」一帯の保全と活用	地域整備課 商工観光課
白石川の右岸河川敷等の整備（「賑わい交流拠点施設」等）や、今後の白石川周辺の整備において、環境・景観に配慮した整備を進めるほか、「一目千本桜」については、町民や高校生、樹木医等と連携しながら、その保全・育成や新品種の植樹をはじめ、新たな桜の名所の創造と美しい自然景観の保全に向けた取組を積極的に推進します。	
2-1-2 農村環境の保全と創造	農政課
農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮に向け、ほ場整備などによる農業生産基盤の充実をはじめ、農地や農道・水路等を保全する地域ぐるみの共同活動の支援、耕作放棄地の防止と解消に向けた取組、有害鳥獣対策の強化を図ります。	
2-1-3 環境にやさしい農業の促進	農政課
国・県の「みどりの食料システム戦略」に基づき、化学肥料・化学農薬の使用量低減や有機農業の促進をはじめ、調達から生産、加工・流通、消費に至るまで、環境にやさしい持続可能な農業の促進に向けた取組を進めます。	
2-1-4 森林の適正管理・整備、総合的利用の促進	農政課
森林の保全・活用に向け、病虫害対策の推進、森林経営管理制度や森林環境譲与税の活用等による森林の適正管理・整備の促進を図るほか、森林や里山を環境教育・学習、交流活動の場として利用していきます。	

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
白石川堤の桜樹本数（累計）	本	934	1,000
多面的機能支払交付金事業活動区域	ha	216	308
耕地面積	ha	575	575
森林整備計画対象面積	ha	702	702

施策2-2 生物多様性の保全

現状と課題

生物多様性を守り、その恵みを持続的に利用することは、人類を含めたすべての生きものにとって非常に重要なことですが、近年、生物多様性は急速に失われています。

わが国では、令和5年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定したほか、令和6年には、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」を成立させ、「ネイチャーポジティブ」の実現などに向けた取組を進めつつあります。

宮城県においても、令和2年に、「宮城県生物多様性地域戦略（第1次改訂）」を策定し、豊かな自然を守り育てる、豊かな自然の恵みを上手に使う、豊かな自然を引き継ぐという3つの基本方針に基づく各種の取組を進めています。

本町には、森林や里山、白石川などの豊かな自然を背景に、希少種を含めた数多くの生きものが生息しています。

本町ではこれまで、公共工事における生態系への配慮など、間接的な対応は行ってきたものの、生物多様性の保全・回復に関する直接的な取組は行ってきませんでした。

今後は、近年の世界・国・県の動向を勘案し、本町における生物多様性の損失状況等の調査を行いながら、生物多様性の損失を食い止め、さらには回復させることを目指した具体的な取組を進めていく必要があります。

宮城県の生物多様性に関する将来像のイメージ図



主な取組

2-2-1 生物多様性の保全に関する啓発・教育等の推進	町民生活課 子ども家庭課 教育総務課 生涯学習課
広報紙やホームページをはじめとする様々な情報媒体、学校教育・生涯学習等を通じ、生物多様性の保全・回復に関する情報提供や啓発活動、教育・学習を推進します。	
2-2-2 希少種等の生息環境の保全	町民生活課 農政課
関係団体等と連携し、本町において特に保護が必要な希少種や重要種の生息環境の保全に向けた取組を進めます。	
2-2-3 外来種対策の検討・推進	町民生活課 農政課
アメリカザリガニやオオクチバスをはじめとする外来種を町内で増殖させないように、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」（外来種被害予防三原則）を基本に、町民への情報提供・啓発活動を行うとともに、県等関係機関と連携しながら、防除対策を検討・推進します。	

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
児童生徒・教員の生物多様性保全への理解度	%	20	90
教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修を受けた教員数（1校当たり）	人	0	1
希少種の保全と外来種対策の啓発活動実施回数	回	0	2

施策2－3 公園の整備と緑化の推進

現状と課題

公園は、自然とふれあえる快適な住環境の形成や美しい景観の形成といった役割のほか、地域住民の憩いの場、子どもの遊び場、観光・交流の場としての役割を持つ重要な施設です。

本町には、都市公園が43箇所あるほか、その他の公園が11箇所あり、多くの町民に利用されています。

本町ではこれまで、公園の整備を計画的に進めてきたほか、既存公園の適正管理に努めてきました。近年では、白石川の右岸河川敷等の整備において、「おおがわら千本桜スポーツパーク」を整備しました。

今後とも、緑豊かな住環境の形成や町民の憩いの場、観光・交流の場の確保に向け、公園遊具・施設の整備・改修や町民との協働による維持管理体制の充実を進めていく必要があります。

また、本町では、地区緑化推進事業等を展開し、地域の公共施設や公園、沿道等への樹木や花の植栽を促進し、町内の緑化を進めています。

今後とも、花と緑あふれる快適な環境づくりに向け、これらの取組を継続して実施していく必要があります。

地区緑化推進事業



主な取組

2-3-1 公園の整備と管理体制の充実	地域整備課
「おおがわら千本桜スポーツパーク」内の「賑わい交流拠点施設」の整備、既存公園の遊具・施設の点検・改修を計画的に行うほか、公園サポーター制度等により、地域住民による公園の維持管理活動を促進します。	
2-3-2 緑化の推進	地域整備課 農政課
花と緑あふれる快適な環境づくりに向け、地区緑化推進事業等の支援などにより、町全体の緑化を推進します。	

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
都市公園面積	m ²	274,594	342,167
地区緑化推進事業実施件数	件	20	25

施策2-4 歴史的・文化的環境の保全

現状と課題

地域の歴史や文化は、長い年月をかけて育まれ、大切に守られてきた貴重な財産であり、現代に生きる私たちは、これらを適切に保存・活用し、次の世代へつないでいかなければなりません。

本町には、国指定重要文化財「大高山神社 鰐口」や国登録有形文化財「佐藤家住宅」をはじめとする指定・登録文化財のほか、由緒ある神社や仏閣、史跡、「奥州街道」の宿場町であったことをしのばせる街並みなど、数多くの歴史文化資源があります。

また、無形民俗文化財として、小山田地区に伝わる「小山田やすとこ」、堤地区に伝わる「堤神楽」があり、各地区で保存・伝承の活動を続けています。

こうした歴史的・文化的環境は、町全体の環境を構成する大きな要素の一つであることから、今後とも、適切な保存と、これらを生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

「大高山神社」



「佐藤家住宅」



「奥州街道」



主な取組

2-4-1 有形文化財等の保存・活用	生涯学習課
指定・登録文化財をはじめとする有形の文化財等について、管理者や関係機関・団体と連携し、適切な保存を進めるとともに、歴史文化の香り漂う環境づくりに生かしていきます。	
2-4-2 無形文化財の保存・伝承	生涯学習課
町指定無形民俗文化財である「小山田やすとこ」と「堤神楽」について、それぞれの保存団体への支援や活動機会の充実に向けた取組を行い、保存・伝承を促進します。	

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
有形文化財の保存・活用件数	件	4	6
無形文化財の保存・伝承団体数	団体	2	2

政策3 資源が生かされ循環するまち (循環型社会の形成)



施策3-1 廃棄物の減量化・資源化の促進

現状と課題

ごみの発生を抑制するとともに、資源として循環させることを基本とした、循環型の社会づくりが求められています。

本町ではこれまで、広報紙やホームページの活用、広域的連携による「家庭用ごみ収集カレンダー」や「【保存版】ごみの分け方と出し方」の作成・配布、ごみ分別アプリの配信等により、ごみの出し方などに関する周知・啓発活動を進めてきたほか、電気式生ごみ処理機の購入や集団資源回収の支援、リサイクルステーションの設置等を行い、ごみの減量化・資源化を促進してきました。

しかし、本町の1人1日当たりのごみの排出量は、宮城県の平均を下回るものの、国の平均を上回っており、一層の取組が求められる状況にあります。

このため、町民・事業者の理解をさらに深めながら、4R（下記参照）によるごみの減量化・資源化を促していく必要があります。

4 R



主な取組

3-1-1 ごみ分別の徹底の促進	町民生活課
広報紙やホームページ、「家庭用ごみ収集カレンダー」、「【保存版】ごみの分け方と出し方」、ごみ分別アプリ等を活用し、ごみ出しルール・マナーに関する周知・啓発活動を強化し、町民・事業者のごみ分別の徹底を促進します。	
3-1-2 4Rの促進	町民生活課
ごみをできるだけ出さないライフスタイル・事業活動への転換・定着に向け、広報・啓発活動の強化はもとより、電気式生ごみ処理機の購入や集団資源回収の支援、リサイクルステーションの活用等により、町民・事業者の自主的な4Rを促進します。	

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
1人1日当たりのごみ排出量	g	920	800
電気式生ごみ処理機補助基数	基	5	15
集団資源回収量	t	183	270

施策3－2 廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

ごみをできるだけ出さず、資源として利用することが求められていますが、どうしても利用することができないものについては、適正に処理することが必要です。

本町のごみは、ごみ集積所等に出され、町委託業者によって収集・運搬し、処理については、仙南地域の2市7町で構成する「仙南地域広域行政事務組合」で広域的に行っています。

可燃ごみ（可燃性粗大ごみを含む）は、角田市の「仙南クリーンセンター」で焼却し、不燃ごみ（不燃性粗大ごみを含む）は、蔵王町の「仙南リサイクルセンター」で破碎・選別し、資源ごみも同センターで選別・圧縮等の後、再生工場で資源化しています。紙系資源は各市町が収集し、組合施設を通さず業者に資源化を依頼しています。

また、組合施設から排出される焼却灰や残渣物等については、白石市の「仙南最終処分場」で埋め立て処分しています。

本町ではこれまで、ごみの適正な収集・運搬に努めてきたほか、広域的なごみ処理体制の維持・充実に努めてきました。

今後とも、ごみ集積所の適正管理の促進や収集・運搬体制の維持・充実に努めるとともに、広域的連携のもと、組合施設の老朽化等を踏まえた適正管理・運営を行い、ごみを適正に処理していくことが必要です。

仙南クリーンセンター



主な取組

3-2-1 ごみ集積所の環境整備	町民生活課
行政区が管理しているごみ集積所について、正しい分別方法や地区外からのごみは投棄できない等のルールを周知するとともに、環境衛生組合員や環境美化推進員と連携し、衛生管理の徹底を促進します。	
3-2-2 ごみ収集・運搬体制の維持・充実	町民生活課
収集の効率化や安全性の確保、環境負荷の低減等を勘案し、ごみ収集・運搬体制の維持・充実を図ります。	
3-2-3 広域的なごみ処理・処分体制の維持・充実	町民生活課
ごみの適正な処理・処分を引き続き行うため、「仙南クリーンセンター」や「仙南リサイクルセンター」、「仙南最終処分場」の修繕・延命化など、「仙南地域広域行政事務組合」によるごみ処理・処分体制の維持・充実を図ります。	

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
ごみの総処理量	t	7,250	7,000
広報紙・ホームページにおける環境情報提供件数	件	6	12

施策3-3 食品ロス対策の推進

現状と課題

食品ロスは、世界的に大きな社会問題となっており、わが国においても、食品ロス削減の取組を「国民運動」として推進するため、令和元年に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、令和2年には、「食品ロスの削減に関する基本的な方針」を定めています。

宮城県においても、令和4年に、「宮城県食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス削減への取組を強化しています。

宮城県の食品ロスの内訳（令和4年度推計値）をみると、県民1人当たりの食品ロス量は約93gで、国民の平均（約103g）を下回っていますが、事業系よりも家庭系の食品ロス量の方がやや多く、家庭での食べ残しなどが多いことがうかがえます。

食品ロスは、エネルギーの無駄な消費や余分な二酸化炭素の排出などにより、食料問題だけでなく、環境にも悪影響を及ぼしていることから、本町においても、啓発や教育の推進をはじめ、食品ロスをできるだけ減らす取組を進めていく必要があります。

県の「みやぎの食べきりモデル店舗」認定事業
（認定店舗に配布しているコースター）



主な取組

3-3-1 食品ロスに関する啓発・教育等の推進	町民生活課 子ども家庭課 教育総務課 生涯学習課
広報紙やホームページをはじめとする様々な情報媒体、学校教育・生涯学習等を通じ、食品ロスの削減に向けた情報提供や啓発活動、教育・学習を推進します。	
3-3-2 「みやぎの食べきりモデル店舗」の認定支援	町民生活課 商工観光課
県と連携し、食べ残しを減らそうと取り組む県内の飲食店や宿泊施設を「みやぎの食べきりモデル店舗」として認定する制度の周知・啓発等を行い、認定店舗の拡大を促します。	
3-3-3 未利用食品の利活用の仕組みづくりの検討	町民生活課 子ども家庭課
食品ロスの削減と必要な人への未利用食品・規格外農産物の提供を図るため、近隣市町や関連団体と連携し、フードバンク^{※11}などの未利用食品の利活用の仕組みづくりについて検討していきます。	

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
食品ロス対策の学習取組回数	回	5	10
食品ロス対策の取組児童生徒数	人	全児童生徒	全児童生徒
「みやぎの食べきりモデル店舗」認定店舗数（累計）	店	0	5

※11 未利用食品を収集し、子どもや生活困窮者等へ提供する活動。

政策4 安全で快適な生活環境のまち (良好な生活空間の保全と創造)



施策4-1 水環境の保全

現状と課題

安全・安心な水の供給、川や海などの水質保全、そして快適な生活環境づくりのため、水環境の保全に関する取組が求められています。

本町の水道水は、仙南・仙塩広域水道からの受水による供給が約75%（金ヶ瀬水系、稗田前水系）、自己水源（大河原水系）による供給が約25%となっています。自己水源は、白石川の伏流水^{※12}を利用していますが、水質は良好であり、塩素による消毒のみで水道水を供給することができています。

本町では、これらの水道水の水質検査を毎年度実施していますが、今後とも、安全・安心な水道水を供給できるよう、水道施設の整備や水道水の水質検査を継続して実施する必要があります。

一方、下水道については、整備区域内では公共下水道事業、整備区域外では合併処理浄化槽の設置により生活排水処理を行っており、整備区域内の公共下水道施設の整備はほぼ完了しています。

下水道は、川や海などの公共用水域の水質汚濁の防止や快適な生活環境の確保、さらには循環型社会形成への貢献など、重要な役割を担っていることから、公共下水道施設の適正管理、合併処理浄化槽の普及促進に努める必要があります。

また、本町では、農業用排水路の水質検査を、毎年度5地点において実施していますが、今後とも、町民が健康で安全・安心に暮らすことができるよう、継続して実施する必要があります。



※12 河川の底部または側部などの砂れき層を流れている地下水のこと。地中で自然のろ過が行われるため、河川の表面を流れる表流水に比べて水質が良好である。

主な取組

4-1-1 水道施設の整備と水質検査の実施	上下水道課
安全・安心な水道水を安定的に供給するため、配水管や浄水施設などの水道施設の整備を進めるとともに、水質検査計画に基づく水道水の水質検査を継続して実施します。	
4-1-2 節水の促進	上下水道課
限りある資源の有効活用、温室効果ガスの排出削減の視点に立ち、節水に関する広報・啓発活動等を推進し、町民・事業者の節水を促します。	
4-1-3 下水道事業の推進	上下水道課 町民生活課
川や海などの水質保全、快適な生活環境づくりに向け、公共下水道施設の適正な維持管理・長寿命化と未接続世帯の接続の促進、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。	
4-1-4 農業用排水路の水質検査の実施	町民生活課
町民が健康で安全・安心に暮らせる環境づくりを進めるため、農業用排水路の水質検査を継続して実施します。	

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
水道週間を活用した広報・啓発活動	回	1	1
下水道区域の水洗化率	%	96.8	96.8
合併処理浄化槽設置助成件数	件	2	5
農業用排水路の水質検査実施回数	回	2	2

施策4-2 環境汚染の防止と環境美化の推進

現状と課題

公害とは、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭によって、人の健康または生活環境にかかわる被害が生じること」（環境基本法）と定義されています。

本町の公害の状況をみると、特に大きな問題は発生していませんが、騒音や振動、悪臭に関する苦情が年に数件みられます。

本町では、こうした苦情が寄せられた場合、町職員が速やかに現場に向かって状況を確認し、必要に応じて指導等を行っています。

今後とも、これらの取組を継続して実施し、公害の未然防止と発生後の適切な対応に努める必要があります。

野焼きや家庭ごみなどの野外焼却については、ダイオキシン類を発生させ、人々の健康へ影響を与えるおそれがあるため、一部の例外を除いて法律で禁止されています。このため、町民の理解を一層深め、野焼き等の防止に努める必要があります。

不法投棄については、監視体制の強化や、多発箇所への不法投棄防止看板の設置などを行い、未然防止等に努めていますが、山間部や河川周辺、ごみ集積所などへの不法投棄が後を絶たず、対策の強化が求められています。

雑草の繁茂やペットのふん害等についても、苦情が寄せられており、これらへの対応も必要となっています。

また、本町では、環境美化活動として、年に2回、町民総出で各行政区周辺の清掃活動を行う「町内一斉清掃」が行われているほか、年に1回、町民や事業者、高校生、関係機関・団体により、桜まつりに向けた「白石川土手の清掃活動」が行われていますが、美しく住みよいまちづくりに向け、これらの活動の継続及び参加者の拡大を促していく必要があります。

「町内一斉清掃」



「白石川土手の清掃活動」



主な取組

4-2-1 公害対策の推進	町民生活課
事業者等への啓発など、公害の未然防止に向けた取組を行うとともに、苦情発生時には、速やかな状況確認を行い、必要に応じて、県と連携し、発生源の個人・事業者への指導等を行います。	
4-2-2 野焼き対策等の推進	町民生活課
広報紙やホームページをはじめとする様々な情報媒体等を通じ、野焼きや家庭ごみの野外焼却の防止に向けた情報提供・啓発活動を推進します。	
4-2-3 不法投棄対策の強化	町民生活課
後を絶たない不法投棄に対し、環境衛生組合員や環境美化推進員との連携等により、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて不法投棄防止看板や不法投棄監視カメラ（ダミーカメラを含む）を設置し、対策の強化を図ります。	
4-2-4 雑草やペットに関する啓発等の推進	町民生活課
広報紙やホームページをはじめとする様々な情報媒体等を通じ、雑草の繁茂の防止・解消やペットの適正飼養等に関する情報提供・啓発活動を推進します。	
4-2-5 環境美化活動の促進	町民生活課 地域整備課 商工観光課
「町内一斉清掃」や「白石川土手の清掃活動」などの環境美化活動について、必要な備品の提供やさらなる周知などの側面的な支援を行い、継続実施及び参加者の拡大を促進します	

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
不法投棄に係る苦情件数	件	27	13
ペットの適正飼養に関する周知回数	回	1	3
「町内一斉清掃」の参加者数	人	6,847	8,000

施策4－3 景観の保全と空き家対策の推進

現状と課題

良好な景観は、美しい地域の形成と、うるおいのある生活環境の創造に必要不可欠なものであり、地域住民共通の貴重な財産です。

本町は、白石川と「一目千本桜」、そして蔵王連峰が一体となった優れた自然景観、奥州街道の宿場町であった名残を今に伝える街並み景観、国道4号沿いを中心とした市街地景観等を有しています。

現在、令和2年に宮城県が策定した「仙南地域広域景観計画」や、令和3年に制定した「大河原町景観条例」に基づき、本町の良好な景観を守り育むための取組を進めています。

こうした景観は、町民生活にうるおいをもたらし、住み心地のよいまちづくりにつながるだけでなく、訪れる人々を楽しませ、観光・交流人口の拡大につながる、本町の貴重な財産であることから、今後とも、町民や事業者と一体となって、本町ならではの美しい景観の保全と形成に向けた取組を進めていくことが必要です。

また、近年、人口減少をはじめとする社会環境の変化に伴い、適切に管理されていない空き家が増加し、防災・衛生・景観等で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすケースが発生しています。

今後も、令和5年に策定した「第2次大河原町空き家等対策計画」に基づき、空き家の適正管理を促進していくことが必要です。

白石川・一目千本桜、蔵王山の自然景観



宿場町の名残を伝える街並み景観



主な取組

4-3-1 良好な景観の保全・形成

地域整備課

良好な景観の保全・形成を進めるため、「仙南地域広域景観計画」や「大河原町景観条例」に基づき、町民や事業者の理解と協力を得ながら、建築物・工作物、開発行為・土地の形質の変更等についての適切な規制・誘導を行います。

4-3-2 空き家対策の推進

町民生活課

良好な住環境・景観の保全と形成に向け、「第2次大河原町空き家等対策計画」に基づき、定期的な実態調査を実施しながら、周辺環境・景観に悪影響を及ぼす恐れのある空き家等の適正管理を促進します。

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
景観計画の区域面積（大河原町・柴田町中心部地区）	ha	1,647	1,647
空き家の数（累計）	件	156	140

政策5 みんなで環境保全に取り組むまち (多様な主体の協働の促進)



施策5－1 環境に関する情報提供・啓発の推進

現状と課題

住民や事業者が環境問題に関心を持ち、環境にやさしい行動を起こすためには、環境に関する情報を、手軽にかつタイムリーに入手することができる環境づくりが重要です。

本町ではこれまで、広報紙に、環境関連の記事を掲載してきたほか、ホームページにおいても、環境保全に関する町の各種制度や、各種の検査・測定の結果に関する情報を掲載してきました。

しかし、アンケート結果によると、環境問題への関心が中学生や若年層、男性で低くなっているほか、町民の環境意識・行動・マナーに関する満足度が低くなっています。

特に、環境保全を進めるうえで、“情報不足”が非常に大きな問題点となっていることがわかりました。

このため、今後は、町民や事業者が手軽にかつタイムリーに環境に関する情報を入手し、行動を起こすことができるよう、様々な情報媒体・機会を活用し、近年の多様化する環境テーマに即した情報提供・啓発活動を一層効果的に推進していく必要があります。

ホームページの環境関連情報

大河原町次世代型住宅補助制度について

更新日：2024年4月1日

本町が掲げる環境先進都市の実現と地球温暖化の防止及び災害に強い次世代型住宅の普及を図るため、自然エネルギーや省エネルギー機器等の設備を導入したかたに対して補助金を交付する制度です。

補助対象者

1. 大河原町内に住所を有している個人（法人は対象外となります。）
2. 大河原町内において、自ら所有し居住する住宅（店舗併用住宅を含む。）に補助対象機器を設置したかた、または町内の補助対象機器を設置した住宅を購入したかた
3. 町税を滞納していないかた
4. 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに補助対象機器を設置したかた

(太陽光受給契約確認書の電力受給開始日が令和6年1月1日から令和6年12月31日までのかた)

主な取組

5-1-1 環境に関する情報提供・啓発の推進	町民生活課
広報紙やホームページをはじめ、パンフレットやSNS、環境フェア等の様々な情報媒体・機会を活用し、受け手側の目線に立って工夫を行いながら、地球温暖化・気候変動から廃棄物、食品ロス、生物多様性、水環境、環境汚染、景観等に至るまで、様々な環境テーマに関する情報提供・啓発活動を積極的に推進します。	
5-1-2 図書館の環境関連図書の充実	生涯学習課 教育総務課
本計画の策定を契機に町民の環境意識をさらに高めていくため、駅前図書館や学校図書室における環境関連図書の充実について検討・推進します。	

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
広報紙・ホームページにおける環境情報提供件数（再掲）	件	6	12
環境フェアの開催回数	回	0	1
駅前図書館環境学習図書資料の利用率	%	50	90
学校図書室環境教育図書の充足率	%	100	100

施策5－2 環境教育・学習の推進

現状と課題

地域の環境を守り、よくしていくためには、子どもから高齢者まで、住民一人ひとりが、環境保全の必要性・重要性を理解するとともに、具体的な行動に移していくための知識・技術を身につけることが重要です。

特に、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児期から小学校低学年の子どもたちを対象とした、体験活動を取り入れた環境教育が極めて重要であるといわれています。

本町では、保育所や小中学校において、ボランティア活動等を通じた環境教育を行ってきたほか、子どもを対象とした、ごみの分別等に関する「大河原町職員・住民出前情報交換会」の開催や昆虫教室・昆虫展の開催など、様々な取組を行ってきました。

今後は、これらの取組を継続し、効果的に実施していくとともに、子どもだけではなく、大人を対象とした環境学習の機会の提供にも取り組んでいく必要があります。

ボランティア活動を通じた環境教育



主な取組

5-2-1 子どもを対象とした環境教育の推進

教育総務課
生涯学習課
子ども家庭課
町民生活課

幼児期からの環境教育の重要性を踏まえ、保育所及び小中学校における体験・交流活動等を取り入れた環境教育の効果的推進、子どもを対象とした環境に関する「大河原町職員・住民出前情報交換会」や昆虫教室・昆虫展の開催に努めるほか、高等学校における環境教育の充実を働きかけていきます。

5-2-2 大人を対象とした環境学習の推進

生涯学習課
町民生活課

生涯学習の一環として、大人を対象とした環境に関する講座・教室や「大河原町職員・住民出前情報交換会」の開催に努めます。

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
小中学校における環境教育体験回数	回	1	2
小中学校における環境教育時間数	時間	10	20
「大河原町職員・住民出前情報交換会」開催回数	回	0	2

施策5－3 事業者の環境配慮の促進

現状と課題

地域の環境を守り、よくしていくためには、行政や住民に加え、事業者の参画・協働が必要不可欠です。

本町には、製造業や小売業をはじめ、数多くの事業所があり、全産業の全事業所数は1,114（令和5年版大河原町統計書）となっています。

アンケート結果によると、事業活動が環境に影響を与えているかについて、“影響を与えている”という事業者が55.0%と半数を超えています。

また、現在行っている環境配慮行動として、周辺の緑化や環境美化を行っている事業者が51.7%と約半数にのぼるものの、特に行っていない事業者が15.0%、脱炭素化に向けた計画を策定・実施している事業者が11.7%、環境マネジメントシステムを構築・運用している事業者が6.7%となっています。

こうした状況を踏まえ、今後は、より多くの事業者が環境に配慮した事業活動を行うよう、町として積極的に働きかけていくことが必要です。



主な取組

5-3-1 環境に配慮した事業活動の促進

町民生活課
商工観光課

より多くの事業者が、温室効果ガスの排出削減など脱炭素社会の実現に向けた取組をはじめ、環境に配慮した事業活動を行うよう、働きかけを行います。

5-3-2 町の環境保全活動等への事業者の参画促進

町民生活課
商工観光課

地域で行われる環境美化活動や緑化活動、町が開催する環境教育・学習などへの事業者の参画を促進します。

数値目標

目標の内容	単位	令和5年度 (実績値)	令和16年度 (目標値)
広報紙・ホームページにおける環境情報提供件数（再掲）	件	6	12
町の環境保全活動等への参画事業者数	事業者	3	10

資料編

1 第2次大河原町環境基本計画の策定経過

日 程	事 項	内 容
令和6年6月	環境基本計画策定に係るアンケート調査	対象者：町民1,200人、事業者101者、中学生217人
令和6年7月30日・31日	関係各課ヒアリング	環境施策の達成状況及び今後の取組について、関係各課ヒアリングを実施
令和6年11月29日	第1回環境審議会	第2次大河原町環境基本計画の策定方針とスケジュールについて
令和7年1月30日	第2回環境審議会	第2次大河原町環境基本計画の素案について
令和7年2月7日～27日	パブリックコメント	第2次大河原町環境計画案について意見募集
令和7年3月3日	大河原町議会全員協議会への説明	第2次大河原町環境基本計画の策定について説明
令和7年3月18日	第3回環境審議会	第2次大河原町基本計画素案の最終審議について

2 大河原町環境審議会

大河原町環境基本条例に基づき設置された審議会において、第2次大河原町環境基本計画の策定について審議を行いました。

委員は男性8名、女性2名の10名で構成され、そのうち公募委員は2名となっています。

【環境審議会委員名簿】

所 属	氏 名	備 考
宮城県柴田農林高等学校 主幹教諭	高 杉 隆 範	会長
大河原町環境衛生組合 会長	丸 田 清 志	
大河原町農業委員会 会長	長 山 清 市	
大河原町商工会商業部 部長	中 村 弘一郎	
大河原町商工会工業部 部長	櫻 井 淳 一	
大河原町PTA連絡協議会 会長	清 水 亮 太	
宮城県仙南保健福祉事務所 技術副所長兼環境衛生部長	小 川 修 平	
仙南地域広域行政事務組合 業務課長	阿 部 直 樹	副会長
一般公募	島 垣 由希子	
一般公募	阿 部 加奈子	

【審議会内容】

回・日程	主な協議内容
第1回【令和6年11月29日】	・第2次大河原町環境基本計画の策定方針とスケジュールについて ・環境基本計画達成状況調査結果報告書について ・アンケート調査結果報告書について
第2回【令和7年1月30日】	・第2次大河原町環境基本計画の素案について ・計画策定に係る今後のスケジュールについて
第3回【令和7年3月18日】	・第2次大河原町環境基本計画素案の最終審議について

3 第2次大河原町環境基本計画素案に対するパブリックコメント

本計画に対する意見を町民等に広く求めるため、令和7年2月7日から2月27日までの20日間の期間において、第2次大河原町環境基本計画案に対するパブリックコメント（意見公募）を行いました。町ホームページ、町広報紙「おしらせばん」で周知し、大河原町役場庁舎1階町民生活課窓口で配布、閲覧を進め、意見公募を行いました。

【実施概要】

（1）募集対象

- ①大河原町内に住所を有する個人
- ②大河原町内に所在地を有する事業者
- ③大河原町内に通勤・通学している者

（2）意見を公募する期間

令和7年2月7日（金曜日）から令和7年2月27日（木曜日）まで

（3）計画素案の公表方法

町ホームページで公開。大河原町役場庁舎1階町民生活課窓口に配備。

（4）意見提出の方法

所定の「意見記入用紙」に、氏名、住所、連絡先等を明記し、電子メール、郵送、FAXにより送付、または町民生活課窓口に提出。

（5）実施結果

意見提出はありませんでした。

第2次大河原町環境基本計画

私たちがつくる 桜咲く環境先進のまち おおがわら

令和7年3月

発行／大河原町

編集／大河原町町民生活課

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19

TEL:0224-53-2114 FAX:0224-53-3818



大河原町



さくらっきー